

令和5年 第2回 飯豊町議会定例会会議録

令和5年3月7日 令和5年 第2回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番 川崎 祐次郎	2番 屋嶋 雅一
3番 舟山 政男	4番 遠藤 芳昭
5番 高橋 勝	7番 高橋 亨一
8番 古山 繁巳	9番 後藤 惠一郎
10番 菅野 富士雄	

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長 後藤 幸平	副 町 長 高橋 弘之
教 育 長 熊野 昌昭	代表 監査 委員 伊藤 毅
会計管理者(兼) 住民課長(兼) 税務会計課長	総 務 課 長 安部 信弘
健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	伊藤 満世子
	介護老人保健施設 事務長(兼) 山口 努 国保診療所事務長
農林振興課長 (併) 農業委員会 事務局 長	竹田 辰秀
	商工観光課長 鈴木 祐司
企 画 課 長 舘石 修	地域整備課長 上田 信幸
社会教育課長(併) 町民総合センター所長	渡部 博一
	教育総務課長 後藤 美和子

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局 長 大谷部 良明	議事室主査 井上 由佳
----------------	-------------

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和5年 第2回飯豊町定例会議事日程 [第2号]

令和5年3月7日

午前10時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第2号 飯豊町個人情報保護法施行条例の設定について
- 日程第4 議案第3号 飯豊町犯罪被害者等支援条例の設定について
- 日程第5 議案第4号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 飯豊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 飯豊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 飯豊町総合交流促進施設・休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 飯豊町起業支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 飯豊町貸工場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 飯豊町大日杉登山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第14 議案第13号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第14号 令和4年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第15号 令和4年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第16号 令和4年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第17号 令和4年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第18号 令和4年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算(第8号)

- 日程第20 議案第19号 令和4年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号 令和4年度飯豊町豊原財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第21号 令和4年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第23号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光公園等）
- 日程第26 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光物産館）
- 日程第27 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町緑地等利用施設）
- 日程第28 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町自然環境活用施設等）
- 日程第29 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町地域農産物等活用型総合交流促進施設）
- 日程第30 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（あか松森林公園）
- 日程第31 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（宇津沢体験農園）
- 日程第32 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊岳谷親水公園）
- 日程第33 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町大日杉登山小屋及び飯豊町大日杉キャンプ場）
- 日程第34 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自然活用村数馬釣堀）
- 日程第35 議案第34号 置賜広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第36 施政方針
- 日程第37 議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算
- 日程第38 議案第36号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計予算
- 日程第39 議案第37号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議案第38号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第39号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計予算
- 日程第42 議案第40号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第43 議案第41号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計予算
- 日程第44 議案第42号 令和5年度飯豊町萩生財産区特別会計予算
- 日程第45 議案第43号 令和5年度飯豊町豊原財産区特別会計予算
- 日程第46 議案第44号 令和5年度飯豊町添川財産区特別会計予算

- 日程第47 議案第45号 令和5年度飯豊町豊川財産区特別会計予算
- 日程第48 議案第46号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計予算
- 日程第49 議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算
- 日程第50 総括質疑

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開会)

おはようございます。

令和5年第2回飯豊町議会定例会第6日目であります。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、あらかじめお手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

《 日程第 1 》

諸般の報告を行います。

タブレット02、諸般の報告をお開きください。

それでは、2番、1月30日、米沢市での「グランドホクヨウ」におきまして、置賜総合開発協議会による令和4年度置賜地域行政懇談会が開催され、令和4年8月3日からの大雨による災害を踏まえた治水対策と道路復旧事業について懇談してまいりました。

4番目、2月13日、山形市「県自治会館」において「山形県町村議会議長会第74回定例総会」が開催され、全ての議案と「行財政改革の徹底と議会の活性化を図り、地方創生の実現を目指すための12項目についての決議」及び「新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議」について、可決、承認されました。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

《 日程第 2 》

行政報告を行います。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

それでは私から、令和5年第2回飯豊町議会定例会におきまして、前回報告から直近までの行政報告を行わせていただきます。

お手元のファイルをお開きください。

1ページ、飯豊町新型コロナウイルス対策本部の状況についてご報告を申し上げます。

12月5日から2月13日までの間、143回、153回と回を重ねたところでございます。

ワクチンの接種状況につきましては、ご覧のとおり、12、19歳から60歳以上までの6年齢別階層の平均が89.3%、加重平均で、高齢者の方においては93.4%の3回接種を完了したところでございます。そのほか、小児、乳幼児等々の状況は記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、飯豊町の災害対策本部の状況について、2ページをお開きください。

本部会議につきましては、2月13日までのうち35回開催したところでございます。そして、8月3日の大雨による義援金の配分委員会を開催いたしました。2月2日開催でございます。192件に対して、総額253万3,856円の配分方法を決定したところでございます。

次に、3ページ、初めに総務課所管のうち、総務財政室関係についてご報告を申し上げます。

町長の主な会議等の出席状況は記載のとおりでございます。とりわけ中段、1月5日、令和5年度の新春賀詞交換会が「めざみの里観光物産館」において開催されました。

また、1月8日、第一小学校において令和5年度の飯豊町消防出初式を行ったところでございます。

次に、1月16日、米坂線の早期復旧に関する合同要望活動を新潟県新潟市の新潟支社に3市5町、関係市町合同で行ったところでございます。

それから、次ページの2月10日、西置賜地域振興局に議長と共に主要地方道米沢飯豊線の雪崩による全面通行止めに関する緊急要望を実施したところでございます。

それから、中段以降、副町長の主な会議等の出席状況は記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。

次ページは、副町長の活動が記載されております。東京都内であったり、千葉県であったり、フットワーク軽く積極的に、私が動けないところを動いていただいて、活躍していただいていることをご報告を申し上げます。

主な会議、行事等の状況については記載のとおりでございます。

次ページ、6ページ、防災管財室でございます。

上段に記載されておりますとおり、飯豊町豪雪対策連絡会議が12月26日に副町長を議長とする会議を設置し、その後、本部会議を継続をしているところでございます。

それから、飯豊町の自主防災組織の連絡協議会が、令和4年度の防災研修会ということで、12月4日に第一小学校の体育館を会場に行ったところでございます。

そのほかは記載のとおりでございます。

次、企画課所管のうち、総合政策室、7ページをお開きください。

ふるさと納税の2月14日現在の納税状況、収納状況が記載されております。寄附件数は6,740件、同年同期が6,157件でありますから、大幅な件数は増加したと。寄附総額は1億3,769万7,000円であり、昨年度の同期とほぼ同額の寄附を頂戴したということでございます。

主な会議、行事等の状況につきましてご報告を申し上げます。

中段の表に掲げられております12月17日、中部地区公民館において第2回目のいいで未来カフェ2023が開催されました。

また、12月18日には、いいで農村未来研究所の第2回まちむらづくり塾が開催されたところでございます。東部地区公民館を会場にいたしました。

また、12月18日には、域内循環の実現に向けた町民ワークショップを開催したところがございます。

第1回の振興審議会が12月21日、町民総合センターにおいて、そのほかは記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

情報推進室の主な会議、行事等につきましては記載のとおりでございますし、情報推進室については、災害発生以降、地域づくり座談会ということで、中津川、中地区等実施して、やはり我々が気づかない点、様々ご意見を頂戴したところがございます。

次に、8ページをおめくりいただきます。

住民課の所管のうち、住民室関係について、上段に人口動態、マイナンバーカードの交付状況について記載されております。特に、ここで注目しておかなければいけない状況は、転入、転出については、ほぼ拮抗した経過をたどっていると。しかしながら、出生数と死亡数を比べますと、圧倒的に出生数が少ないと。桁が違うというふうな感じをしているところがございます。出生数の今後のデータの推移が気になるなというところがございます。

主な会議・行事等の状況については記載のとおりでございます。

生活環境室につきましては、会議、行事等の状況のうち、1月10日、人権擁護委員の委嘱状伝達式がございました。手塚淳子さんに伝達をしたところがございます。

ほかは記載のとおりでございます。

税務会計課、おめくりください。9ページです。

税務室、現在の収納、徴税状況が記載されております。町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料とも、まずまず前年度並みの収納率をカバーしているところがございます。

ほかは記載のとおりでございます。

次に、健康福祉課、11ページ、お開きください。大丈夫でしょうか。

健康福祉課の所管のうち、福祉室・地域包括支援センターにつきましては、表の一番上段にあります、電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付事業を実施いたしました。対象世帯が524世帯、支給件数が514世帯ということで、支給率が98.1%、助成額は2,790万円でございます。ご報告をいたします。

そのほかは記載のとおりでございます。

主な会議・行事等の状況について、中段の表の一番下をご覧くださいと思います。例年と違うところは、2月9日、第2回の飯豊町地域安全克雪方針の策定検討委員会が開催され、活発な議論がなされて、今日に至っているところでございます。

工事・業務委託状況についてはご覧くださいと思います。

次、12ページ、健康医療室につきましては、検診、予防接種、インフルエンザ等々、定常の事業を実施しております。特に、注目しておきたいのは母子保健事業で、母子手帳の交付がこの11月12日から1月31日までの間、6人というふうなことであり、2月末現在で23名ほどの出生状況と、出生見込みも含めて、このような形になっておりますので、やはり少子化が進んでいるなという心配がございます。

そのほかは記載のとおりでございますので、ご覧くださいと思います。

次、13ページ、介護老人保健施設・国民健康保険診療所・訪問看護ステーションの報告を申し上げます。

介護老人保健施設「美の里」の利用状況、11月、1月のスパンでご報告を申し上げます。入所利用状況はほぼ80%、中段の利用率、通所の利用状況につきましては約半数の稼働率と、こういうことでございます。

診療所の状況につきましては、記載のとおりでございます。中央診療所が400人から700人、中津川診療所は160人から220人という段階でございます。

ほかは記載のとおりでございます。

14ページのほうをおめくりください。

農林振興課所管、農業振興室につきましては、令和4年度の経営所得安定対策の交付状況が最初に掲げられております。水田活用直接支払交付金は今年度、3億562万7,274円が交付されるということになりました。一番大きいのは飼料米と、1億円強の交付金交付状況ということでございます。

令和5年度の米の需要に応じた米の生産への対応、生産見込みでございますが、記載のとおり、前年度比4トン減、6,786トン、面積換算で1,089ヘクタール、前年度よりも3ヘクタール減となったところでございます。水稻作付の配分率は55.4%、転作率は44.6%となることが提示されたところでございます。

下の表の会議・行事等の状況について、表の2番目、令和4年度の「西置賜農業フォーラム」におきまして、「アグリメントなか」様が西置賜農業賞を受賞したところでございます。

大変名誉なことだなどと考えているところでございます。

次に、15ページをお開きください。

農林整備室の状況について記載されております。ご覧いただいたように、今回の農林整備室の大きな事業は、いずれも工事・業務委託等の発生状況をご覧いただくと分かる通り、8.3の豪雨災害による災害復旧工事が主なものであり、大変な金額の事業が執行されたと、ご覧いただけるというふうに思います。詳細については、それぞれ後ほどご覧いただければと思います。

17ページをお開きください。

農地管理室・農業委員会のところがございますとおり、ここでも「西置賜農業フォーラム」のことが記載されております。1月20日、受賞されました。ご報告を申し上げます。

次に、18ページの商工観光課につきましては、1月5日、新春賀詞交換会が開催されました。そのほかは記載のとおりでございます。

次に、地域整備課が19ページに記載されております。建設室、これも災害復旧事業が主なものでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

かつ、20ページも同様のところでございます。

上下水道室については、いろいろ課題もあって、災害後の安定した水の供給について苦心をしたこの時期だったというふうに考えております。

次に、21ページ、町民総合センター、まちづくり室については記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

教育総務課のうち、学校教育振興室につきましては、一番上の表に記載されておりますとおり、飯豊町の新たな教育に関する説明会が2月3日から2月16日まで連続して各校区ごとに行われております。義務教育学校の見通しについて、PTA、保護者の皆さんに説明し、現在は地域の皆さんに説明がほぼ完了したというところでございます。

子育て支援室については、記載のとおりでございます。

最後に、社会教育課、生涯学習振興室につきましては、それぞれスポーツ関係の大会の結果が記載されております。令和4年度の飯豊町スポーツ振興賞の授与式が行われて、受賞者、栄光賞4名、奨励賞5名、中学生を対象に授与したところでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、私からのこの間の行政報告とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で行政報告を終わります。

《 日程第 3 》

議案第2号 飯豊町個人情報保護法施行条例の設定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第2号 飯豊町個人情報保護法施行条例の設定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴って、行政機関における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、本条例の設定を提案するものでございます。

主な内容につきましては、個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表等に関すること、審議会への諮問等を定めるほか、これまでの飯豊町個人情報保護条例を廃止等するものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 飯豊町個人情報保護法施行条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第2号 飯豊町個人情報保護法施行条例の設定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

議案第3号 飯豊町犯罪被害者等支援条例の設定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第3号 飯豊町犯罪被害者等支援条例の設定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、犯罪被害者等の支援に関して、基本理念等を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、町民等が安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進に寄与するため、本条例の設定を提案するものであります。

主な内容につきましては、犯罪被害者等の支援に関しての基本理念、町、町民等及び事業者の責務を定めるほか、犯罪被害者等が必要とする相談や情報提供、2次的被害の防止等の事項を規定するものでございます。

以上、概略について申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 飯豊町犯罪被害者等支援条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第3号 飯豊町犯罪被害者等支援条例の設定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

議案第4号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第4号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、消防団員の報酬の改定及び手ノ子幼稚園等の廃止に伴う非常勤職員の整理を行うため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

主な内容につきましては、消防団長報酬を年額14万2,000円から15万円に、団員報酬を年額2万円から3万6,500円に改正するほか、手ノ子幼稚園等の廃止に伴い、幼稚園医などの非常勤職員を廃止するものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第4号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 6 》

議案第5号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第5号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部改正を提案するものでございます。

内容につきましては、国民健康保険被保険者の出産に係る経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の額を42万円から50万円に改正するものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第5号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 7 》

議案第6号 飯豊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第6号 飯豊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、安全計画の策定等の所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

主な内容につきましては、家庭的保育事業所等の設備の安全点検などに関する安全計画を策定する規定を追加するほか、自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認等について、必要な事項を定めるものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 飯豊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第6号 飯豊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 8 》

議案第7号 飯豊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第7号 飯豊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、懲戒権に関する規定が削除されたため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 飯豊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第7号 飯豊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 9 》

議案第8号 飯豊町総合交流促進施設・休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第8号 飯豊町総合交流促進施設・休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町総合交流促進施設・休養施設の管理を柔軟に行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

主な内容につきましては、指定管理者に限定しておりました飯豊町総合交流促進施設及び休養施設の管理を指定管理者以外の方法で行うことも可能とするものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番
高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

それでは、少し補足で説明いただきたいなと思っております。管理を柔軟にするという
なことで、来年度からは委託の切替えというようなことが予定されているようです。指定管理
ではなくなるというふうなことのようですが、管理を柔軟に行う。これ文言で言いますと、
「管理を行わせる」と。やっぱり管理をやってくださいというような文言だったのを、「管理
を行わせることができるものとする」。これ、かなりニュアンス微妙なのかなと思ってお
ります。これは、今まで管理を行ってくださいと言っていたものを、それをもう少し緩めるとい
うふうなニュアンスに聞こえるんですが、このあたりの日本語についてというか、言葉について、
少しご説明いただけますか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

高橋議員のご質問にお答えします。

総合交流促進施設・休養施設、ホテルフォレストいいで、コテージ木湖里館のことでありま
すけれども、現行は指定管理者による管理ということであわせていただいております。こ
ちらを来年度から新たな指定管理期間になるということに併せまして、その2つの両施設につ
いて、指定管理者以外でも管理を行わせることができるという文言に修正をしたいというこ
を考えております。

こちらについては、この両施設を利用してグランピング事業を行いたいという企業さんがい
らっしゃいます。そういったときにスムーズに管理が移行できるように、そちらのほうで想定
しておりますので、そういった手続関係が容易に進むことができますように、こちらのほうの
文言、今までは指定管理者が絶対管理をしなければいけないというところから、指定管理者
以外でも管理を行わせることができる。管理については、引き続き同じようにしっかりと
いただきますけれども、今までの地域振興公社による管理から、そういった企業への切替えを
想定しての条例の改正を提案させていただいているものでありますので、よろしくお願
いしたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川崎祐次郎君)

関連ですが、指定管理については債務負担行為を起こして、5年間の指定管理料の支払いを12月の段階でおおむね決定しているわけでありますけど、今後のこの施設に対しての、いわゆる、これまでの指定管理者が決定されるまでの間の部分というのは指定管理料に入っているのかどうか。あと、新たにこの施設を管理運営することになる場合の、いわゆる、こちらでは指定管理料ということで委託料見合いを払っているわけでありますけども、歳入と歳出等については新年度の予算に反映されているのかどうか。

あと、新たな事業を行う、管理運営を行う業者との契約等については、いつ頃締結の予定かお聞きします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

1番 川崎議員のご質問にお答えします。

指定管理料、新年度当初予算のほうには盛り込まれておらず、業務管理ということで別な項目で、ほぼ今年度と同額の業務委託料ということで予算計上させていただいているところでございます。

また、歳入歳出、歳入あるのかというところはありませんけども、今まで同様に管理者がお金を頂いて、それを利用料金制となりますけれども、そちらのほうで対応するという事になっておりますので、今年度と来年度、大きく変わるというものではございませんので、その点についてはご了承いただきたいというふうに思っております。

次年度とのスケジュール感でありますけども、ちょっと具体的なところを申し上げられる段階ではありませんけれども、来年度、その事業について公募させていただいて、審査等々を経て、その両施設を使つての事業を展開していただければなというふうに考えているところであります。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。それでは、質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 飯豊町総合交流促進施設・休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第8号 飯豊町総合交流促進施設・休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 10 》

議案第9号 飯豊町起業支援施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第9号 飯豊町起業支援施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、電動モビリティシステム専門職大学が開学するに当たり、飯豊町起業支援施設の使用料を減免するため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

主な内容につきましては、町長が特に必要と定める場合には、起業支援施設の使用料を減免することができる規定を定めるものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

それでは、何点かお聞かせください。

現行のまず事実確認というか、今の状態をお聞きしたいんですが、現条例では誰が幾ら支払っているのか。当然1年間の使用料は1,000万円ということなので、1,000万円を誰が幾ら払っているのか確認させてください。

その後ですが、この条例に改正された場合、使用料の収入1,000万円のままいくのかどうか。これ、当初の取決めでは平成28年度、いわゆる2016年から10年間ということは、2025年まで1,000万円を10年払うというふうな決まりでスタートしておりますので、この条例が改正された場合でも、2025年まで1,000万円の使用料の町としての収入が確保されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

さらに、これ条例を読みますと、規則を読みますと、9月と3月の2分割で支払いだというふうな文言がありますが、この規則が令和5年2月1日に遡っているというような理由も含めてお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

5番 高橋議員のご質問にお答えします。

1点目、使用料の支払い者、金額でありますけれども、年間1,000万円ということで当初予算を組ませていただいております。令和5年2月1日から利用者を2団体といいますか、企業と学校法人のほうに切替えをさせていただいたところであります。2月から使用面積案分ということで、約12%が企業、残りの88%が学校法人。学校法人のほうは減免をするということになりますので、12%分だけ2月、3月入ってくるというようなことでもあります。1,000万円から、3月補正、後ほどご審議いただきますけれども、その減額分というのが2月、3月ということであるというようなことで想定しているところでございます。

あと、使用料1,000万円が10年間というようなことで今まで説明をしてきたわけではありますが、当初の計画とは若干異なってきたということもございます。平成28年度から今7年目ということで、今年、満額入れませんが、今年で7,000万円入る予定だったんですけども、ちょっと一部欠けますと。次年度以降については、企業からの使用割合、約12%ということで120万円ほどの歳入を見込んでいるところであります。

今までとの約束が違うのではないかというご指摘かもしれませんが、その研究開発型の今までの事業から、学生が入ることによって、にぎわいというところが町内では起こるとい

うことが想定されますので、そういったところで波及効果が大きい、地域経済の活性化といったもの、見えてきますので、そういったところでカバーできればなというふうに考えているところでもありますので、よろしく願いいたします。

あと2点目、2月1日に遡る理由でありますけれども、学校法人のほうから4月の開学に向けて2月から準備を行いたいといったところでありました。その期間ということで2月に遡らせていただく、減免規定を当てはめさせていただきたいということでの遡りでございますので、よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

2月1日からこのような比率に変わっていたというのも今初めてお聞きしたのかなと思っております。これは大変重要な、重大な変更点だったのかなと思いますが、そういう説明も今まで議会のほうには、私の記憶ではなかったのかなと理解しておりますが、大変大きな変更点だったかと改めて今思いました。

その中で、やはりあと金額ですよ、使用料、面積案分というようなことで、規則、条例にもうたっておりますので、そのとおりになるのかなと思うんですが、いわゆる約束の1,000万円のうちの、逆に来年度以降は120万円しか入ってこない、収入にないというふうなこと。いわゆる880万円が穴が開くというような部分に関しては、今後どのように、穴が開いたままでいいのかどうか。その手当をどこかの予算であてがっていくのかどうか。その880万円を減免したときの対応を1点お聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

高橋議員の再質問にお答えします。

2月1日からの切替えについては、議会の皆様のほうには報告というのが遅くなっておりまして、大変申し訳ないというふうに思っております。こちらについては、8月末に認可を受けまして、それ以降、学校法人、使用者である企業さんと調整を重ねてまいりました。そちらのほうの手続というか、調整がなかなかちょっと難航した部分がございます、遅くなったということでもありますので、ご了承いただきたいというふうに思っております。

あと、使用料につきましては、穴が開くといった表現だったわけではありますが、そち

らのほうを埋めるということではなく、先ほど申し上げましたとおり、波及効果、学生さん、教職員がこちらのほうに住んでいただく、こちらのほうに日中、夜も住んでいただくことで、そういったところで直接、飯豊町の会計に入るわけではありませんけれども、そういったところでの補填といいますか、そういったところで考えているところでもありますので、ご承知おきいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝君。

(5番議員 高橋 勝君)

先ほどの変更点なり、この金額について、大変重要な変更点が今までやはり説明されずに、このように進んできたというのは、やはり説明不足の感が否めません。そういう中で、過去の附帯決議も見ますと、この小さな町に専門職大学が来るというのは大変喜ばしいことだとは思いますが、やっぱり財政的な支援というもので議会からも附帯決議でくぎを刺されていたというような記憶もありますので、そこら辺の取扱いについて再度答弁を求めます。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

高橋議員の再質問にお答えします。

こちら減免につきましては当初、学校法人にこちらのほうに大学をつくっていただいといるような段階から、今の起業支援施設を活用して校舎として使っていただきたい。その際は減免等々への対応しますよということで説明してまいりました。具体的によく昨年夏に認可されたということで、その後急ピッチで交渉を進めてまいりましたが、なかなか調整がつかない部分がありまして、議会への報告が遅くなったということで、改めておわびをさせていただくところであります。

専門職大学では、自動運転であったり、電気自動車といった教育が行われる、そういったところ、今世界で、町内企業ももちろんでありますけれども、求められる人材の育成、あと定住人口、関係人口の増加が見込まれます。そういったこと、ありますので、今回はその活動が公益に資するというようなことでの使用料を減免して対応したいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

じゃあ、私から2点ほどお聞きをいたします。

もう2月1日から使っているというのはちょっと驚いたところですが、減免するというふうなことで今回、条例が出ているんですが、使用全般に関する契約あるいは覚書、これはどのようになっていますでしょうか。もう既に、条例が決まらないうちは、これはできないかと思いますが、どの辺まで準備をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、この契約の中に、どこの部分をどのように使わせるかというふうなことが出てくるかと思いますが、例えば、なぜこんなことを言うかという、施設の修繕とか維持管理料とか、あるいは大きな工事請負が発生した場合、今後どのようになっていくのかなというふうな疑問があるものですから。過去に契約をしていないためがゆえに様々なご苦労なされているところを見ているものですから、再度お聞きをしたいなというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

2月1日からの使用者の変更ということで、覚書のほうを準備をさせていただいているところであります。

また、施設の修繕関係、今まで同様、大きな修繕については町、小規模なものについては利用者が支払うという基本原則については今後も変わらないでやっていくということになります。

企業の使用スペースについては、今電池を造る機械の入っているG棟の一部になります。そちらのほうを企業の専用スペースとして使っていただく以外は学校法人の校舎として活用いただくということで想定しておりますので、そういったセキュリティー対策とか、そういったところを今日の補正にも計上させていただいているところでありますけども、そういった区分を明確にして、こちらのほうの施設を2月からでありますけども今使っているという状況になっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

4番 遠藤議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

覚書で対応していくというふうなことでお聞きをしました。2月1日からもう既に様々な関係、改装なりされているのかなというふうに思いますが、例えば中に使う機械とか設備とかあ

りますよね。そういったものの使用基準とか、そういったものというのはい体今後どういうふうになっていくのかなというふうに思います。例えば、今、大規模な修繕につきましては町が行うというふうなことでありますが、あそこに入っている機械は、やっぱりもし修繕をすれば相当のお金がかかるんだろうというふうに思いますが、今のお話ですと、そういったものがもしかしたら町が修繕することになるのかなんていうようなことを思ったところです。

ですから、例えばその覚書の中に、機械の一つ一つ、あるいは施設、あるいは部屋とかの一つ一つについて、それなりにやっぱり明記をしていくというふうな覚書になっているのかなど。その辺はどうなんでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員の再質問にお答えします。

今現在、中に入っている設備については全部、ほぼ飯豊町のものになっております。何か起きた際は町が直さなければいけないというところになっておりますけども、そちらの施設をできるだけ町の負担がないようなことで、これから使っていただく企業さんとのそういったところの調整は継続して、させていただきたいというふうに思っております。極力町からの支出というのは抑えていきたいというふうなことでの考えは変わっておりません。

修繕関係でありますけれども、部屋一つ一つのこういった場合というのはなかなか明記できない。そのとき、その内容、状況に応じて個々に相談ということになってくるかもしれませんけども、そういったところについては一般的には使用者に負担をいただいて直すということの基本としてやっていきたいというふうに思っているところであります。

(議長 菅野富士雄君)

4番 遠藤芳昭君。

(4番議員 遠藤芳昭君)

今後、ほとんどの施設の中身、内容についても専門職大学のほうに移行するといいますか、管理なんかも委託を、移行するんだろうというふうに思いますが、小修繕は分かりましたけれども、具体的に、例えば維持管理費、光熱水費とかそういったものも今後どうなっていくのか。全てやっぱりそちらのほうに任せていくような覚書になっているのかですね。結局町が光熱水費を皆出しておったなんていうふうなことになるとまた問題があるかなというふうに思いますので。その辺はどういうふうになっていますか。これ最後です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

こちら起業支援施設については、全ての維持管理費、光熱水費等々含めて利用者にお支払い
していただいております。町の歳出のほうには1円も設けておりません。今年の2月以降、
4月以降についても全て利用者、今は2つの企業さん、法人に許可を出している状況でありま
すので、それぞれの2つのところからお支払いをいただくということで確認をしております。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

今、遠藤委員の関連なんですけども、その施設の機械関係も町の所有ということで、壊れれ
ば町で修理しなきゃならないといった場合、今現在、どの機械が使えるのか、使えないのか。
きちっとした管理簿的なものが作成されているのかお聞きします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

8番 古山議員のご質問にお答えします。

今の設備関係については、しっかりと備品台帳で管理をしております。おおよその機械につ
いては利用可能というふうに判断をしているところであります。

(議長 菅野富士雄君)

8番 古山議員。

(8番議員 古山繁巳君)

結局その機械が動くか、動かないというのは相手に任せているという感じに取れるんですけ
ども、町の機械ですから、当然町としてどういうふうに動くんだと、動作確認というものをき
ちっとした中で貸すという方法でなければ、もともと壊れているのが、これ使えないからちょ
っと修理してくださいよと言ってくる場合もないということはないわけですから。きちっとそ
の辺の管理体制が整うようにしておかなければ、今の理論がちょっと合わないんじゃないかな
と。町負担だけになってくるんじゃないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

8番 古山議員の再質問にお答えします。

今現在は山形大学から譲り受けた機械については、ほぼ飯豊町のものになって、管理も行っているところであります。実際、町でその機械を動かすということはほぼほぼないわけでありますけども、何か支障があれば、今使っている企業さんからの申出しかないわけでありますけども、今まで以上にしっかりとそちらのほうの管理、備品管理でありますけども、しっかり対応していくということは覚書等々でも明記をさせていただいているところでありますので、漏れのないように、無駄な支出といたしますか、町からの負担がないようにさせていただきたいというふうに思っております。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 飯豊町起業支援施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員であります。

よって、議案第9号 飯豊町起業支援施設条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 11 》

議案第10号 飯豊町貸工場設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第10号 飯豊町貸工場設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町貸工場の使用料の算定開始日についての特例規定の削除を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

主な内容につきましては、使用許可を受けた者における操業開始日または令和4年4月1日のいずれか早い日とする使用料算定開始日の特例規定を削除するものでございます。

以上、概略をご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

それでは、1点だけ補足でお聞きしたいと思います。

今、提案理由、町長からありましたが、この使用料の中身、今説明あったとおり、使用料算定の開始日は、使用許可がされた者の貸工場における操業開始日、または、やはりここは合わないと思います。令和4年4月1日ということで、2つあるわけなんですね、ここで上げている事例が。これ両方ではなくて、後半の令和4年4月1日からというようなことだけを削除すればよろしいのかなと思うんですが、なぜここで一遍にこの2つの文言を削除されるのか。この点をお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

5番 高橋議員のご質問にお答えします。

現行の条例については、セパレータデザインが入るということを想定してつくったものでございました。交渉は継続しているものの、今新しい企業との交渉も並行して進めているといったところであります。その交渉中の企業さんがそちらのほうの貸工場を使うとなった場合、契約に支障が出てくるのがこの文言であったというところであります。こちらを全て削除させて

いただいて、操業開始日と同等の意味になるかもしれませんが、しっかりと何月何日からというところであれば、その期日から使用料が発生するということになりますので、こちらの特例については全て削除してもいいだろうということの判断での文言の修正、特例の削除でございます。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

今の答弁で、覚書、契約書の中でしっかりとここは明記するので大丈夫ですというふうな説明と理解しましたが、そのやっぱり理由となる条例というものはしっかりと残しておく必要があるのかなと思います。この中で言えば、先ほども言いましたが、令和4年4月1日はもうここは全然時期が違いますので、削除してもいいのかなと思うんですが、その覚書、結ぶための根拠となる条例、規則というものは必要ではないかなと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

高橋議員の再質問にお答えします。

貸工場設置条例の中で、使用料についてはうたっている条項はありますので、そちらのほうで十分対応できるということで、こちらの特例については全てを削除してやっていきたいというようなことでの判断でございます。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ほかにはありませんので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 飯豊町貸工場設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第10号 飯豊町貸工場設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 12 》

議案第11号 飯豊町大日杉登山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第11号 飯豊町大日杉登山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町大日杉登山小屋について、維持管理経費の見直しに伴う利用料金の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

主な内容につきましては、素泊まり 1 人 1 泊の利用料を、大人は1,570円から2,500円に、子供は780円から1,250円に、休憩 1 人につき 1 日310円から500円に、半日150円から250円に改正するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

ただいま説明いただきましたけれども、大人の素泊まりで1泊930円ほど高くなるというふうなことでございます。他の山小屋とかそういった登山の休憩施設なんかも見せていただいているところですが、妥当といえれば妥当ぐらいの値段かなというふうには思います。ただ、維持

管理経費の見直しによりというふうなことでありましたので、今までの維持管理とどのような見直しが行われて、この値段になったのかなというふうなことをお聞きをしたいなと思います。すいません、利用料でした。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

維持管理費につきましては、もちろん燃料の高騰に加えてコロナ禍ということで、適切な消毒等の管理が求められているというところでありました。そういったところを考慮しまして値上げ、あとは近隣の山小屋というようご指摘もいただきましたとおり、飯豊町の大日杉登山小屋については今、近隣のものと比べると比較的安価だと。ほかのところは2,000円から3,000円くらいの範囲で管理をしているというところを合わせますと、このたび大人1泊2,500円というのは妥当な料金ではないかということでの改正を提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

4番 遠藤議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

妥当だというようなことでありましたけども、指定管理者はあそこの大日杉の登山口まで行くのに相当やっぱり、災害なんかもあったり、砂利道だったり、非常に難儀をして、今、燃料ということで、燃料費、乗用車といいますか、そういった燃料費もかかると思うんですが、指定管理者のほうに対しては、こういった料金が指定管理料として反映をされていくというふうなことになるのでしょうか。その利用料がどのように生かされていくのかというようなことをお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

こちらの使用料については利用料金制ということで、4月からの施行になりますので、新たな指定管理者のほうに有効に活用いただくと。登山者にとって様々なサービスであったり、そういったところの提供ということで還元できればなというふうに思っているところでもあります。

(議長 菅野富士雄君)

4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

そうすると、今までの指定管理者からですね、こういった要望があつて、なかなか料金を上げてもらわないと、使用料を上げてもらわないと、なかなか管理がやりづらい、あるいは大変だというふうなことも、そういった経過もあつたのでしょうか。お聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

直接、現行の指定管理者からそういった声はありませんでした。ただ、ほかのところとの金額との差、先ほど言った維持管理費の高騰等ありましたので、全体的に考慮して、こちらのほうでの判断の下、今回の改正の金額、利用料金ということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

コロナも大体終息というわけじゃないですが、だんだんこれから登山利用者が増えてくるんだろうなというふうに考えられております。今、課長のほうから、指定管理者のほうから要望がなかったみたいな話あつたわけなんですけど、あそこ、たしか5つトイレがあつて、1階のところに1個あると。それを水洗トイレといつても、そんなに、電気とか様々要るわけで、それは無理なんだろうけども、便座式のトイレに改修してほしいと。水洗の流すやつじゃなくて、そのままところへ自然と収まると。収まると言っちゃなんですけど、そういう形の、要は和式じゃなくて便座式のトイレに改めてほしいと要望上がっていると思うんですけど、そういったことはなかったですか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

3番 舟山議員のご質問にお答えします。

大日杉登山小屋に対する要望ということでもあります。要望については、いろんなところ上が

ってきております。行く途中までの道が狭いであったり、よく、のり面が崩れてくるので、そういうところの対応、あと手前にちょっと橋を簡易的に架けておりますけども、そこも流されるということが多いので、もうちょっと恒久的なものに付け替えてくれないか。もちろん、先ほどご指摘いただいたトイレも当然であります。そういったところについては全てなかなか対応するわけにはいきませんので、徐々にでありますけれども、そういった要望に応じていければというふうに考えているところでありますので、ご承知おきいただければというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

若干の料金値上げということになるんでしょうけども、値上げをされたということですから、そういうトイレとか、そういうところは基本的な部分だと思いますので、そちらのほうから要望があったらば対応していただきたい、いければいいなというふうに考えておりますけど、その辺はいかがですか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

3番 舟山議員のご質問にお答えします。

第1優先的にはトイレであろうというようなことであります。そういったところ、新年度予算についても、そこについては考慮しておりません。改めて指定管理者、新しくなる予定でありますけども、そういったところとの調整をさせていただきながら、登山者の声も聞いて、そういったところへのしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 飯豊町大日杉登山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第11号 飯豊町大日杉登山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 13 》

議案第12号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第11号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第12号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第11号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に2億1,435万円を追加し、歳入歳出それぞれ87億4,777万6,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、令和4年8月3日発生豪雨により被災した農地等の復旧に係る工事請負費及び業務委託料など3億6,406万8,000円、道路橋梁の復旧に係る業務委託料及び工事請負費3,791万8,000円、財政調整基金積立金等の基金管理費1億5,013万7,000円などを追加するほか、多面的機能支払交付金2,085万8,000円、介護保険特別会計繰出金1,634万7,000円、浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金1,595万6,000円など、事業の精査により減額するものであります。

歳入につきましては、県支出金1億6,570万5,000円、地方交付税1億3,219万円、寄附金1,350万円を追加するほか、繰入金6,272万円、使用料及び手数料3,846万4,000円などを減額するものであります。

そのほか、繰越明許費の追加7件及び変更が1件、債務負担行為の追加が2件、地方債の追加1件及び変更8件でございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い

を申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番
高橋 勝君。

(5番議員 高橋 勝君)

それでは、私のほうから何点かお聞きします。

まず、5ページになります、予算書。繰越明許費の補正について2点お伺いします。

まず第1点が、2番の総務費の総務管理費、林業・木材産業成長産業化促進対策事業ということで、これは、しらさぎ荘のペレットの工事になるわけなんです、この繰越しにより、当初していたよりは完成が遅れるということですので、しらさぎ荘のやはり光熱費の影響は多少なりとも、いわゆる増える方向であるのかなとは想像しますけども、そのあたりをどのようにお考えになっているのか。お聞かせください。

あと2点目が、同じく補正のほうなんです、6番、農林振興課になりますが、農林水産業費、農業費のバイオマス地産地消対策事業費ということで、この事業の繰越しの理由、これ全協でも説明されておりましたので、改めてお聞きしたいと思います。

あと、商工観光課になります。予算書の12ページの13款1項5目の商工の使用料、マイナスになっております。3,582万5,000円というふうになっておりますが、内容を見ますと、起業支援施設、屋台村、貸工場の使用料が減額ということで、本来やはりここは歳入になるべき金額だったのではないかなと思いますので、この減額に対してどのように説明されるのか。そして、来年度以降どのようにされていくのかというようなことでお聞きします。

(議長 菅野富士雄君)

館石企画課長。

(企画課長 館石 修君)

5番 高橋 勝議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

しらさぎ荘のチップボイラー整備事業の関係の繰越しが起こることによる、しらさぎ荘の光熱水費の影響ということでご質問いただきました。確かに高橋議員おっしゃいますとおり、当初、3月をもって完成するというものでありましたので、4月から稼働だという予定でおったわけですけども、今回繰越しによって、今のところ4月中の完成を見込んでおまして、5月からだということで、1か月間遅れるというようなことでありますので、その間の灯油代と、

あとは使用料の関係で若干しらさぎ荘側の負担が増えるということではないですけども、負担があるということで認識しておりますが、そんなに大きな金額でもないということもありますので、その辺は、しらさぎ荘側に負担をいただきたいということで考えておりますし、そのように、しらさぎ荘側とお話をしているところでございます。

なお、それに伴いましての、例えば指定管理料等が増えるということは想定していないというところであります。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

5番 高橋議員のご質問にお答えいたします。

繰越明許の関係でバイオマスの地産地消対策事業であります。内容としましては、おひさま発電が事業主体となりまして、液肥の散布車を購入する国庫補助事業100%の事業でございます。いろんな事情で半導体が手に入らないとかというので、機械がまず本年度中に入らないというふうなことで、県、国等とも協議して、全額全て繰越しというふうなことで協議した結果の内容でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

5番 高橋議員のご質問にお答えします。

予算書12ページの商工使用料、3施設の減額であります。

まず、起業支援施設につきましては、先ほどの条例で可決いただきましたけども、一部学校法人が使う部分について減免ということで、こちらの金額145万9,000円の減というふうになっております。

あと2つ目、屋台村、貸工場も含めでありますけども、正常な状態ではないというふうに認識しております。大変申し訳なく思っております。屋台村については、3オーナーから1人のオーナーということで見直しをさせていただいて、オーナー募集継続しておりました。今現在も決まっていない。ただ現在2名の方から、中を使ってみたいという声をいただいておりますので、そういった方と現地を見たり、どういった内容でやりたいのかということをお話を伺っているところであります。令和5年度の早い段階でしっかりと予算を計上してまいりたいというふうに考えております。

貸工場につきましては、先ほども条例の際も話しましたが、I S D、セパレータデザインを含めて現在交渉中であります。こちらはできる限り早い段階で、こちら令和5年度予算のほうに計上したいという思いで、こちらの事業については商工観光課産業連携室としては最優先課題というふうに捉えて、企業との交渉に当たっておりますので、ご了解いただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

企画と農林、チップボイラーとおひさま発電の液肥散布については了解しました。チップボイラーも間もなく完成ということで、スムーズに5月から稼働いただきたいと思っておりますし、やはり今、資源高騰の中で、地元での資源である液肥も大変、生産者、農業者も期待しておりますので、そこもしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

最後の3点目の商工使用料だけちょっと再度質問させていただきます。なぜこんなこと聞いたかといいますと、予算書の一番後ろのページ見ていただきたいと思っております。公債費になるわけですね。その部分で、やはりこの文言に、起業支援施設使用料、そして貸工場の使用料ということで金額が上がってきていまして、その補充という言葉の表現、ちょっと適切かなんですが、その補充にやはり一般財源3,500万円というふうなことでなっておりますので、やはりここをしっかりとらっておけば、一般財源をわざわざここに組み入れることがなかったのではないかというふうに私理解するんですが、この理解が間違っていればちょっと訂正していただきたいと思うんですが。

一般財源、今までいろいろ皆さんから出ていとおおり、災害がある中で、やっぱり3,500万円というのは大きい金額になるのかなと思っておりますので。ここをしっかりと、やっぱり対応することが必要であるのかなとも思って質問したところでしたので、再度この公債費の説明も含めてお伺いします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

5番 高橋議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおりだというふうに理解しております。本来であれば使用者から使用料を頂いて、町の一般財源なくやっていくというのが当然のことだと思っております。そこに至らず大変申

し訳なく思っているところであります。今現在は、先ほどお伝えしたとおり、交渉最優先で対応してまいりますので、いつという明言はできませんけれども、しっかりと熱意を持って対応していることには間違いございませんので、ご理解、予算書上はちょっと当初予算金額を全部落とすという形になってしまいまして、こちらのほうも大変申し訳なく思っておりますけども、そちらの対応についてはしっかりと引き続きやってまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。1番 川崎祐次郎議員。

(1番議員 川崎祐次郎君)

では、歳入に関して何点かお聞きします。

予算書5ページの第3表債務負担行為の補正追加で1番目、一番上の地上波デジタル放送受信基盤整備事業、6年間で68万円の債務負担を起こすと。新年度の事業にも関わるとは思いますが、お答えできる範囲で、6年で割り返すと十数万円の事業でデジタル受信の基盤整備事業、本当にやれるのかと。どんな事業をやるのかと疑問を持ったところでありまして、これについてご回答いただきたいと思えます。

次に、予算書9ページ、町税に関してですけれども、町民税の滞納繰越し、個人滞納額24万円、次の固定資産税150万円の減額となっていますが、これは不納欠損処分を行う予定として歳入の減額を計上しているのかどうか。この内容についてお聞かせ願いたいと思えます。

次に、予算書11ページ、12款分担金及び負担金の民生費負担金、児童福祉費負担金現年度分で児童福祉費委託保育料584万円を歳入増額していますけど、差し支えなければ、この歳入の相手方、内容についてお聞きしたいと思えます。

次に、13ページ、14款国庫支出金、障害者自立支援給付負担金が706万3,000円の減額されておりますけども、この内容はこういった内容なのか、お聞かせ願いたいと思えます。

次に、14ページ、14款2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金の中の児童福祉費補助金、低所得の子育て世帯に対する支援特別給付金、これ1世帯当たり5万円と私記憶していますが、100万円を減額するという事は、1人当たりかな、20人分、こんな大きい額がなぜ支給にならなかったのか、算定誤りなのか。その内容をお聞きしたいと思えます。

あと、17ページ、農林水産県補助金で農業費補助金の中の上から3段目、多面的機能支払交付金、これが1,649万6,000円減額になっています。8月3日、4日の豪雨災害の際に、災害復旧費にこの多面的機能支払交付金を流用して災害復旧に当たることも可能だと説明を受けてお

りましたけども、実際この多面的機能支払交付金でどの程度災害復旧に充当されたのか。なぜ1,600万円も返還しなければいけないのか。この理由についてお聞きしたいと思います。

あと、次ページと同じ県補助金の中で、農林水産物等災害対策事業補助金で4,520万1,000円を減額されておりますけど、この理由についてお聞きしたいと思います。

最後に、20ページ、財産収入、不動産売払収入の1,480万円の減額は、これは椿の住宅団地でしょうか。内訳について説明をいただきたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

館石企画課長。

(企画課長 館石 修君)

1番 川崎議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、債務負担行為の設定の補正ということで、地上波デジタル放送受信基盤整備事業、令和5年度から令和10年度まで5年間で68万円の増ということで質問いただきました。これにつきましては、現在、債務負担行為で設定していただいております金額がございまして、令和元年度から令和10年度までということで1,860万円ほど既に設定されております。この関係で、今後5年間で不足が生じるということでありましたので、その不足分68万円を追加して設定するというものでございます。

あと最後、ご質問いただきました財産収入、減額の1,480万円の内訳であります。これにつきましては、椿住宅団地の売払収入でありまして、当初5区画で予算書計上しておりましたが、1区画しか売れなかったということでありますので、4区画分を減額させていただいたというものでございます。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

志田会計課長。

(会計管理者(兼)住民課長(兼)税務会計課長 志田政浩君)

1番 川崎議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書9ページ、1款1項1目個人町民税の滞納繰越し分24万円の減額と、1款2項1目固定資産税の滞納繰越し分150万円の減額についてご質問がございました。令和4年度の収入見込額を想定しまして、その部分について見込みを立てさせていただきまして、減額をしたというような状況でございますので、ご理解を賜ればと思います。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

川崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

12款2項1目2節の児童福祉費負担金の現年分の児童福祉費委託保育料に関しましては、町外の方が当町の施設に入所している方になります。米沢市、長井市、川西町の各市町からの委託保育料の歳入となっております。

続いて、低所得者の関係であります。14款2項2目2節の児童福祉費補助金の中で、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、積極的支給と、それから申請、あとは、その他所得が低いというふうなことでのものになりまして、申請の分がどの程度あるか見込めなかったということで、この減額になっております。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

川崎議員の質問のほうにお答えいたします。

予算書13ページの民生費国庫負担金の部分で、障害者自立支援給付費の負担金の減額についてですけれども、歳出のほうで障害自立支援事業の障害介護訓練等給付が1,425万円ほど減額しております。利用者が減った理由としては、利用者の死亡、それから施設の異動、発達支援センターが開設するまでの期間の兼ね合いにより減額したものでございます。歳出の2分の1補助となっておりますので、予算書の706万3,000円が負担金として歳入の見込みとさせていただきます。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長(併)農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

1番 川崎議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書17ページの農林水産費の県補助金、多面的機能支払交付金の減額でございます。まず、多面的のこの交付金については、支出の部で長寿命化対策の国からの交付金が減ったというようなことが主な原因になりますので、減額というようなことで措置させていただきました。

災害に使用できるというふうなことで、各団体にご連絡をさしあげて、それを利用なされた団体ございますが、今後出てくる実績報告の段階で、どの程度使ったかという部分が分かってくるということで、現時点では詳しい数字はつかんでおりませんが、自力復旧支援を創設した

ことによって、そんなに思ったよりは多面的機能での修繕はなかったんじゃないかというようなことでの感じは受けております。詳細はこれから上がってくる実績報告で件数等が分かるというようなことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目、18ページの農林水産物等災害対策復旧費補助金の減であります、これにつきましても、8月3日の豪雨災害によります農業用機械の県補助を予定しておりました。当初2億5,000万円ほどの事業費、予定しておりましたが、実際被害を受けた方等にご連絡をして、改めて申請を促したところ、思ったよりも件数、金額が上がってこなかったというようなことによりまして減額をさせていただくということでございます。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川崎祐次郎君)

理解できなかったところを再度質問します。

5ページの地上デジタル放送受信基盤整備事業、既に1,860万円あって、68万円を追加すると。何をやるんですかという質問には一切お答えしていただけていないので。要は、地上デジタル放送が受信できなかった地区に改めて受信の増幅装置などを造るのかどうか。これについてお聞きしたいということなので。あと6年間ですよね、5年でなくて6年間で一体どんなスケジュールで何をされるのか。これは新年度に関わる部分だとは思ひますけども、お答えできる範囲で再度お聞きしたいと思ひます。

あと、税務会計課長の説明、分かったような分からないような説明だったので。精査をしたところ、入らないと。入らないので、個人住民税24万円と固定資産税150万円は減額すると。入らない見込みは分かりましたけど、要はなぜ入らないのか。督促しても入らないとか、納税義務者が死亡したとかありますよね、いろいろ。そういうので、いわゆる減額するということですので、不納欠損処分等も考えておられるのかどうかということ。改めてお聞きしたいと思ひます。

教育総務課の児童福祉費委託保育料、米沢、長井、川西から来ている方で、いわゆる米沢市、長井市、川西町から別途、保育を委託されているのでお金を頂いているということですが、内容についてももう少し詳しくお聞きしたい。

あと、教育総務課、14ページの、いわゆる低所得者の子育て世帯に対する給付金について、どうもその100万円の減額理由がちょっと私としては納得できかねますので、もう一度詳しく説明していただきたいと。

(議長 菅野富士雄君)

館石企画課長。

(企画課長 館石 修君)

それでは、1番 川崎議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

言葉足らずで大変失礼いたしました。本事業につきましては、デジタル中継局の維持管理費ということで、今、飯豊局と飯豊中津川局、2局、鉄塔のほう管理していただいておりますけれども、その維持管理費ということになっております。これについて、当初、令和元年から令和10年まで1,860万円ということで設定しておりますけれども、このたび電波利用料等の改定に伴いまして、使用料等増額になるということでありまして、その件で足りなくなった分について、すいません、先ほど5年と言いましたが、令和5年から10年までの6年間、68万円を増額して追加をさせていただいたというものでございます。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

志田税務会計課長。

(会計管理者(兼)住民課長(兼)税務会計課長 志田政浩君)

川崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

説明不足で大変申し訳ございませんでした。議員ご指摘のとおり、この減額の部分につきましては、納税者の死亡であったり、あとは相続放棄分というようなところも踏まえまして、議員ご指摘のとおり、今後、不納欠損も視野に入れてというような部分で減額させていただいたものでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

川崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

委託保育についてですが、詳細な人数は今申し上げることができないので、改めてお話ししたいと思います。住所が川西町、長井市等のお子さんを飯豊町でお預かりしている、すくすくこども園であったり、わくわくこども園のほうでお預かりをしている方の保育料について、各市町から委託保育という形でお受け取りしているものになります。人数については、ただいま申し上げましたが、ちょっと今、正確な人数、持ち合わせておりませんので、改めてご報告したいと思います。

あと、低所得者の子育て世帯に関してなんです。対象者が、まず児童扶養手当を受けてい

る方、その方については申請不要で、これはきちんと積算の根拠になっておりました。あとは、公的年金を受給していることにより児童手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当の支給制限を下回る方、この方も大丈夫だったのですが、その他ということで、児童扶養手当は受給していないけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変して、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方というのも対象でありましたが、ここの数字が、どの程度申請があるかというところが概算で予算措置をしておりましたので、この辺、ここを精査した結果、このような減額になったというふうなことであります。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

1 番 川崎祐次郎君。

(1 番議員 川崎祐次郎君)

ただいまの件、もう一度お聞きしますが、前にこの交付金の話があったときに、住民課と連携を取りながら、これに該当するような人については抽出しながら、漏れなく支給できるようにしたいというお話があったわけでありますけども、今のお話を聞くと、来ないからやらないというニュアンスに取りますけども、一番最初と2番目に関わっている人は条件がありますので、漏れなく行くと思います。3番目については、この交付金の説明あったときに同じ質問をしました。どうやって抽出して、どうやってお知らせするんですかという話ですけども、これは周知徹底、どのような形でやられたのでしょうか。その点についてだけお聞きします。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

川崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

該当者に対しては直接という形ではなく、改めて全般的に周知をしたというふうなところがあります。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。2番 屋嶋雅一議員。

(2番議員 屋嶋雅一君)

それでは、私のほうから質問させていただきます。

補正予算書の54ページ、あと説明資料の18ページ、6款2項2目林業振興費です。持続可能な森林づくり事業の工事請負費ですけども、当初予算500万円ほど計上されているわけですが、そのまま今回減額となったということは、工事を実施できなかったということになると思いま

すので、なぜできなかったかお教えいただきたいと思います。

次に、予算書の58ページ、説明資料の20ページ、8款2項2目道路維持費になります。これ除雪事業になりますけども、除雪の委託料2,300万円ということで、これは当初予算1億7,500万円ぐらいあったので、約13%ほどの追加ということになりますけども、この内容というか、理由というかを教えていただきたいと思います。

それに関連しまして、予算書の63ページ、説明資料の21ページ、これは教育総務になりますかね、10款2項1目学校管理費で、これも除雪委託料になります。これも当初予算では120万円ということで計上されていて、なおかつ50万円ほどの追加ということになっています。この理由をお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

2番 屋嶋議員のご質問にお答えいたします。

6款2項2目の持続可能な森林づくり事業費における工事請負費の減でございますけども、4年度当初、作業道豊津線の補修工事を行うことで予定しておりました。しかしながら、8月の豪雨災害の関係で実施不可能というふうなことの判断とさせていただいたところであります。その分の財源等も見ておりましたが、今回減額というふうなことにさせていただいたところであります。

なお、今後の対応といたしましては、実際作業に入る際、この豊津線以外もそうですけども、被災を受けたところ、作業に入る際、補修しながら入るというふうなことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

上田地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

2番 屋嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、8款2項2目道路維持費、除雪事業の2,300万円の増額というふうな部分でございます。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、まずは既決で持っております除雪予算、約1億7,500万円ほどありますけども、現在までに94%ほど執行しているというような状況になってございます。そのため、今後不足するというふうなことで、雪戻しなど融雪作業の委託料、それと天候的には1回分の昼間除雪、いわゆる2回戦というような除雪費用をまずは確保して

いきたいというふうになっております。1回、2回両方出ますと、約950万円ほどかかってしまうというふうなことがありますので、その分を見込んで今回補正のお願いをしたところでございます。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

屋嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。

10款2項1目の学校管理費の除雪委託料50万円の追加でございますが、先ほどお話しされたとおり、既決で120万円ございましたが、1月の中旬頃におきまして、1校だけの除雪で7割ほど使用したというふうな経過がございました。補正予算の要求が2月上旬であったわけでありまして、天候のほうも心配されたため、今後、各小学校の除雪ができないなんていうふうなことになっても大変なことになりますので、50万円ほど追加をさせていただいたという状況であります。よろしくお願いいいたします。

(議長 菅野富士雄君)

2番 屋嶋雅一議員。

(2番議員 屋嶋雅一君)

農林振興課につきましては理解できましたが、山を知る方からお伺いすると、やっぱり山、大分荒れていると。要するに、ナラ枯れがあったり、あと今年の12月の雪で、かなり重い雪だったものですから、すごい倒木があるというようなことで、ますますこの持続可能な森林づくりというのは大切になってくる事業だと思います。そういったことで、この辺はぜひ進めさせていただきたいということになります。今回の災害復旧と併せて、していくというようなことですので、まず無理しないような形でやっていただくということをお願いしたいと思います。

あとそれから、除雪のほうにつきましても、地域整備課のほうについてはもう既に94%、あと学校関係は7割ということでお伺いしましたが、そんなに今回除雪費かかったんですかね。12月は確かにすごい大雪でした。その後、1月というのはそんなになかったと思います。2月もそんなにないし、3月、これからも大分あと雪が解けてくる状況下にあるのかなというふうに思っていたものですから、この補正追加というのはちょっと大きいなと思いました。

それで、ちょっとお伺いしたいんですが、特に、学校はいいですけども、地域整備課のほうで。これは飯豊町、やっぱり地域的に、地区的に長いものですから、長井寄りとか、山側等という形で、除雪の回数等々も多分かなり違うと思います。今回、やはり中津川、手ノ子とか高

峰というかね、そちらのほうは大分出動されていたと思うんですけども、そちらのほうが必要ないというようなデータとかあるんでしょうかね。そういったところもちよっと詳細をお伺いしたいんですが。

(議長 菅野富士雄君)

上田地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

2番 屋嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは除雪費用に関しましてですけども、今回少雪というふうな形ではあるんですが、やはり委託単価のほうも当然毎年上がっているというふうなことがあります。予算的な問題としましては、通常であれば途中で補正予算を組んだり、専決をいただいたりというふうなことで、2億円を超えるような形で今まで執行してきたというふうなことでありますけども、今回につきましては単価の入替えはありましたけども、まずは既決予算の中で対応しているというふうな状況となっております。

それと、地域的なところで、やはり除雪の回数的なものは違ってくると思います。そのデータのものは、個別の部分持っておりますけれども、どういうふうな説明をしていいかというところでもありますけども、基本的には、まずは飯豊町につきましては5工区制というふうな形で今現在、除雪で対応しています。1工区に関しては、中、黒沢、2工区は萩生、椿、3工区は添川、東部地区、4工区は小白川から高峰まで、5工区は中津川というふうな形で、4つの工区で今現在、除雪作業を行っておりますけども、やはり、ぱっと見る形では、東部地区等も結構少ないのかなと。また、1工区、3工区辺りはちょっと少ないのかなというふうな部分は見受けられますけども、やはり4工区、小白川、手ノ子、高峰、中津川につきましては稼働時間のほうも多くなってきているというふうな状況でございます。よろしく申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

2番 屋嶋雅一君。

(2番議員 屋嶋雅一君)

説明はいただきましたが、やはり中津川とか4、5区のほうですかね、だいぶかかっているということなんですけども、あと除雪の単価とかも上がっているということ、理由にはなるのかもしれませんが、実際、令和3年度の予算よりは、今回4年度については500万円くらいでしたけれどもね、プラスになっているはずなんです、当初予算。なおかつまたこのくらいというのは、どうも私まだ納得はいかないというか、そんなに、1回私、1月の半ば頃、そういった企

業体の数名の方にもお伺いしたときには、大分余っていると、去年とは違うよという話もちょっとお伺いしていたものですから。なぜこんな追加なったのかなというのは、ちょっとまだ納得いきませんが、ただ適正にこれから今後必要であるとなれば、やはりこれは必要だと思いますけども、来年度の予算については考えていかなければならないのかなと思いますので。あまり毎回追加にならない、まあ雪によって違いますけども、なるべくこういう感じにならないほうがいいと思います。

長井のやり方のほうがいいという、ちょっとうわさも聞いていたものですから、飯豊町さんの支払いじゃなくてということもありますので、そういったことも検討していただければと思います。

(議長 菅野富士雄君)

上田地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

2番 屋嶋議員の再質問等に関してお答えしたいと思います。

今回、まずは2,300万円補正をお願いしたところでございますけども、来年度の予算のほうでも、その部分考えながら執行していきたいというふうに思っているところでございます。

また、長井市の除雪体制、やり方というふうな部分も今お話ありましたので、その辺については少し、ちょっと情報収集をしながら、今後の対応についても検討していきたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

ここで暫時休憩し、昼食としたいと思います。再開は午後1時15分としたいと思います。

(午後0時02分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午後1時15分)

ほかにありませんか。3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

2点ほどお伺いいたします。

補正予算資料12ページの、これは3款1項になります。出産支援給付金交付金が29万円減額ということで、去年24人ぐらいしか飯豊町の場合は出産がなかったというような、今年度末までですか、その予定がないということなんですけれど、なぜこの29万円減額ということであるのか、それを1点お尋ねいたします。

それから、補正予算書の50ページ、6款1項5目になります。農業費、各種負担金補助費

2,632万円、これの追加となっておりますけど、多分これは昨年の災害の関係かと思いますが、この内容についてお尋ねいたします。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

舟山議員のご質問にお答えいたします。

出産支援交付金についてであります。当初35名分の予算を置いておりました。それで、まず5名分の減額ということで、今回29万円の減額とさせていただいたところでありまして。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

3番 舟山議員のご質問にお答えいたします。

6款1項5目農地費の各種負担金の2,632万円の追加の件ですが、飯豊地区農村地域防災・減災事業負担金として、添川坊山と、こちらの黒沢の平田沢のため池の工事の、国の令和4年度補正による工事前倒し発注によるための負担金の増というようなことになっております。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

当初35名の予算を組んでおられたということで、それが9人も少なかったという、結果的に少ないということになるかと思いますが、1年前の状態では35人がそんなに、どういう関係で24人という形になっているのか。35人という数字を立てられたのか。あまりにもそこらの立て方が違うんじゃないかなと思いますが、そこらの計画の立て方ってどうなっておりますか。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

舟山議員の再質問にお答えしたいと思います。

当初の予算要求は、ちょうど昨年度の11月頃になります。母子手帳の交付件数、当初の、その当時の件数と見込みで積算しております。ここ数年、30人前後で推移しておりましたので、

そういったところを見込んで、30人前後、プラス転入されてくる方ももしかしたら妊婦さんでいるかもしれないということで、35名分の予算を計上したところでありました。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

ただいまのご答弁で了解しました。

農地関係ですけれども、これ去年の災害との関連というのはなく、当初からの予定であったのか。それで、もし今年の雪も解けてまいりましたので、農作業にも何か、かなり気もんでくると思うんですが、そういったところの支障というのは、この予算とは関係なかったということですか。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

3番 舟山議員の再質問にお答えいたします。

基本的に、令和4年度の国の補正予算による令和5年度分からの前倒しの発注という部分で、工事内容的には、やはり災害を受けた部分の復旧という部分は出てきているところであります。それらをまず修復するというようなことが第一の作業というふうになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませぬか。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

私から5点ほどお聞きをしたいと思ひます。主に歳入の基金の関係でございませぬ。

初めに、すいませぬ、その前に繰越明許を1点ございませぬ。補正予算書の5ページでございませぬが、これ高橋議員も聞いておったようございませぬが、私のほうに聞けというようございませぬことだと思ひませぬが、電池バレーの人材育成事業について繰越明許が1,841万7,000円ございませぬ。全協のほうでは先に簡単に説明を受けたんございませぬが、周知イベントに300万円、それから製品開発に1,541万7,000円というようございませぬことで説明を受けておりました。当初予算が今年は2,500万円だと思ひませぬが、どの部分が完了して、どの部分を繰越しするのございませぬか。もう少し内容を詳しく教えていただきたたいと思ひませぬ。

それから、補正予算書の20ページ、説明資料の6ページでございませぬけれども、歳入の繰入

金でございます。財政調整基金繰入金、これが1億9,100万円戻しているというふうに理解をしますが、12月議会の私の一般質問で、その時点で町長のほうから、1億円程度しか残っていないというふうなことでございましたが、現在の財政調整基金の確保状況と今後の見通しについてお聞きをしたいと思います。

それから、同じく21ページのほうになりますけれども、土地開発基金繰入金、これが12月の条例改正で、一般財源化をできるというふうなことで条例改正がありました。条例を見ますと、条例の基金額が3,738万4,000円というふうなことになっておりますが、今回1億7,168万9,000円という基金額になっておりますが、取崩しは1億3,400万円ほどです。支出の先と基金残高、それから土地開発のための留保しておく金額というふうなことで、これについてお聞きをしたいと思います。

同じく21ページですけれども、奨学金貸与基金繰入金、これも12月議会で条例改正をしまして、財源的には自由に使えるというふうなことになったかと思えます。これについても、支出先、今回6,400万円ほど繰入れをしておりますが、これの支出先、それか基金残高、それから奨学金貸与のための留保しておくべき金額、これについてお聞きをしたいと思います。

あと、28ページでございます。基金管理費でございます。これにつきましては、繰入金、財政調整基金、これ戻し額になると思うんですが、すいません、積立金でした。1億4,405万1,000円というふうになっておりまして、ちょっと確認をしたいんですけども、先ほど繰入金で1億9,100万円ありましたので、これを足しますと3億3,500万円ほど財調のほうに戻すというふうなことでよろしいのかですね。ちょっとこの説明をお願いしたいと思います。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

電池バレー人材育成事業繰越しの内容であります。今年度、電動車両の作成ということで取りかかっております。車両の部品製造を地域内の企業のほうに行っていただいて、これからのEV化に向けた企業の技術力の向上等々につなげていただきたいということで取り組んでもらっております。車体についてはある程度順調に進んでいるというところ、あるんですけども、世界的な半導体不足から、ちょっと一部の部品というものが、納期が遅れが生じまして、そちら納品が今年度内は困難であるといったことから、次年度に繰越しをさせていただきたい

ということになっております。よろしくお願いたします。

(議長 菅野富士雄君)

安部総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

遠藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の繰入金の戻しというふうなことでありますけれども、こちらにつきましては、特別交付税、12月交付分が例年よりも多額の特別交付税が交付されたと。これは災害関係でございますけれども、そういった関係でありますとか、あとは激甚災害になったことによって、国、県の災害復旧に係る負担金の割増しといたしますか、割合の増加などがありまして、一般財源として戻す部分ができましたので、1億9,100万円を、こちらについては繰入金のほうから戻すというふうな形でございます。

次の、土地開発基金の繰入金の関係でございますけれども、こちら残高としてあるうち、先ほど議員からご指摘のありました、土地開発基金として基金の額3,738万4,000円というふうな条例上の額がありますので、この分を残して、現在、基金残高としてある分を今回繰入れをさせていただくというふうな予算組みをさせていただいたところでございます。

また、奨学資金の貸与基金の関係につきましては、全体としては六千数百万円の残高が昨年度末であったわけですが、そのうち現在の貸付額でありますとか、今後の返済額などを考慮しまして、今後不足が生じないようにというふうなことで5,400万円ほど残して、1,000万円、今回繰入れをさせていただくというふうなことでございます。

この土地開発基金と奨学資金の貸与基金の部分について、一般会計のほうに繰入れをしますので、その分を基金管理費のほうで財政調整基金に積み立てるというふうなことで今回整理をさせていただきました。結果、繰戻しと、あとは積立てを合わせますと、財調の令和4年度末、現在のところの見込みですが、4億5,000万円ほどの残高が見込まれるというふうな状況となっております。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

るる説明いただきました。電池バレーの人材育成につきましては、議会のほうでも様々、特別委員会なり調査をさせていただいて今日に至っております。特に、2か年、繰越金がありまして、令和3年度分の繰越金が3,200万円、令和4年度分の当初の予算額が2,500万円、合わ

せてこの人材育成には5,700万円の予算がついてございます。今回1,800万円ほど繰越しをするというふうなことでありますが、約4,000万円、現在使われているわけなんですね。

繰越しは繰越しとしても、これまでの経過からして、誰に、そして目的、そして人材育成の成果等々、詳しく説明をしてくださいよというふうなことで、昨年3月の議会で附帯決議をされているかと思えます。人材育成の目的、それから委託の内容、それから育成人材を活用する手法、まちづくりの波及効果とその検証というふうなことで、やっぱりこれだけのお金を使っているわけなので、どこまでの成果があって、そして今後こういうことをやっていきたいんだというふうな説明をもう少しお聞きをしたかったなというふうに思います。

というのは、特別委員会でも実際に提案というふうなことで、電池バレー構想人材育成業務委託については詳細に明確に報告をすることというふうになってございます。もう3月の末になって、それなりに事業の成果も出ていると思えますので、そういう説明はいつなされるのか、していただけるのかです。その辺についてお聞きをしたいと思えます。

それから、繰入金、12月定例会のときではもう1億円で、さらに災害復旧に今後は使用しなければいけないというふうなことで、財調がもしかしたらなくなるのではないかという心配をしておりましたが、4億5,000万円ほど年度末には確保できるというふうなことでありますので、安心をしているところでございます。ただし、今後の災害復旧、そういった等々、事業が重なるというふうなことでございますので、慎重な予算編成をしていただくべきかなというふうに思っているところでございます。

じゃあ、質問2点、これからしたいと思えますけれども、土地開発基金、これが3,738万4,000円の条例上の基金額が条例で示されています。もうぎりぎりに残高が3,742万4,000円まで、残高を基金条例額に近くしているところでございますけれども、3,738万4,000円というこの根拠というのは何だったんでしょうかね。ここをどうしても残さなきゃいけないのか。あるいは、今後の土地開発基金、公社が公共用地の先行取得のために確保しておくんだというふうなことでありますが、その辺をどういうふうになら考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、奨学資金貸与基金条例なんですけど、現在6,400万円で、基金の額が3,000万円となっています。5,400万円残しているというふうなことでありますが、これも一体幾ら残さなければいけないのか。今後の人口減少なり、そういったものも含めて、どこまで残さなければいけないか。条例上は3,000万円ありますが、現在貸付けをしているのが4,400万円だったと思えますので、将来的にどういうふうにならっていくのかというふうなこともやっぱり把握

をしておくべきなのではないかなというふうに思ったものですから、この2点について質問したいと、3点ですね、お願いします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員の電池バレー人材育成事業についてお答えします。

令和3年度、繰越し事業三千数百万円については順調に事業進んでおりまして、間もなく実績報告をいただけるのかなというふうに思っております。

令和4年度、2,500万円の事業については、今回、事前にお支払いした分を除いた部分の1,800万円余りの繰越しということを予定しているところでありまして、そちらのほうの事業の一部完成というか、一部完了の報告をいただくことになっておりますので、そちらは3月いっぱい、ないしは4月の上旬には実績報告をいただけることとなりますので、それ以降、議会の皆様にご説明をさせていただく機会を設けたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

(議長 菅野富士雄君)

安部総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

遠藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、土地開発基金の関係でございますけれども、こちらは昭和46年の条例でございます、当初の3,738万4,000円の根拠については、ちょっとそこまでは調べておりませんでしたので、ちょっと答弁できないんですけども、現在のところ、じゃあ具体的に何に使うというふうなところは今のところ持ち合わせていないというような状況がございます。

ただ今後、何かの際に公共用地を先行して取得するというふうなことがあった場合のためにというようなことで基金としては残しておくというふうなことで、今回この金額にさせていただいたというようなものでございます。

一方、遠藤議員おっしゃるとおり、土地開発公社というふうなものもございまして、そちらでの先行取得というのもできますので、そちらの両面で、今後何か発生した場合については内部で調整しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、奨学資金の関係につきましては、条例では3,000万円となっておりますけれども、現在の貸付け状況、あと返済状況など考えまして、こちらについては申込みが、その年その年

によって違うというようなどころもありまして、まずは不足しないようにというふうな金額を算定をさせていただいたところでございます。

以前には不足をしまして、一般会計から基金のほうに積立てをしたというふうな例もございますので、それらについては今後の動向を見ながら、繰入れであったり積立てであったりというようなどころを考えてまいりたいと考えております。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

ありがとうございました。

土地開発公社につきましては、現在、条例額3,700万円程度ぐらいしか残っていないわけですね。今後、用地の先行取得というのが見込まれるのかどうかなんですが、もし一般財源的に不足をしているというふうなことがあるとすれば、やっぱり今後の見通しが当面ないというふうなことであれば、そういったことも、例えば流用することも可能なのかなというふうに思いました。

なぜかという、1億7,000万円あったやつが、もうあつという間に1億3,000万円も取り崩しているわけですね。もしかしたら、この基金が今現在、本当に有効に使われているのかどうか。今までの経過もしても、相当の期間が置き去りにになっている部分もありましたので、ぜひそういったことも検討すべきではないかなというふうに思ってきたところであります。

それから、奨学金につきましては、前に不足をしたという話もお聞きをしました。ただ、今の人口減少の中で、2,000万円の保留あったやつがもう既にこれも半分の1,000万円を取り崩しているというふうなことですね。今後もどうなのかなという先の見通しなんかもやっぱりつけながら、基金は有効利用していくべきなのではないかなというふうに今回の取崩しを見て思ったところでもありますので、ぜひ将来的にご検討いただきたいと思います。

この2点については了解しました。

それから、繰越明許でございますけれども、いずれ議会のほうに説明があるというふうなことでもございましたが、まだ事業が終わっていないんですかね、あるいはプロポーザルをして、プロポーザルの中で今まで進めてきたと思うんですが、少なくとも、どのような人材育成の事業があったのか。そして、これは町内企業を育成をするというのが一番の目的だったと思うんですが、そういったものというのはどのように進められてきたのかですね。繰越しは予算がなくなるわけではありませぬので、問題はないかと思いますが、どういうふうに使われたかとい

うのが私たちは問題にしているわけなのであって、やっぱりもう少し丁寧に説明をしていただきたいなというふうに思ったところです。

今現在、この繰越しの部分は分かりましたけれども、町内の業者あるいは事業者、そういったものの人材育成というのはどこまで確認をされているのか。最後にお聞きをしたいと思えます。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えします。

こちら今年度事業として車両の開発に取り組んでおりますけれども、参画企業数は3社というふうに聞いているところであります。主に、やっぱり製造でありますので、多くの企業が関わるといことはできませんでした。実際の車ができてから、走行テストを含んだ見学会等々を企画をさせていただいて、そこに町内の企業の参加を多く得て、そういった勉強会であったり、改良というんですかね、そういった検討会をしながら、町内企業に多く関わっていただければなというふうに考えているというところでありますので。そういったところで、各企業のさらなる生産性の向上であったり、人材、社員の方々のレベルアップにつながればいいのかというふうに考えているところでありますので。

繰越しをさせていただいて、1年間かけてということではなくて、早い段階で完成をしていただいて、そういった見学会等々につなげていただければなというふうに考えているところであります。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。7番 高橋亨一議員。

(7番議員 高橋亨一君)

それでは、4点ほどお願いします。

企画課に、31ページ、住宅推進費、飯豊で幸せになる事業定住奨励ですね、これの奨励金が887万2,000円増額になっています。その他の事業がほとんど減額になっている中で、増額になっている理由をお尋ねします。

それから、農林課、49ページ、畜産振興費、畜産所得向上支援事業補助金659万8,000円が減額されていますが、支援の内容と成果はどうだったのかをお伺いします。

それから、同じく農林課に、50ページ、水田利用自給力向上事業の園芸作物の産地推進支援

事業費、魅力ある園芸やまがたの所得向上事業補助金、これが減額されています。当初の予算が2,250万円ですが、その支援の内容はどういう事業なのか、ちょっとお伺いします。

それから最後に、地域整備課、57ページです。土木総務費、浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金1,595万6,000円が減額されています。これの減額された理由をお伺いします。

(議長 菅野富士雄君)

館石企画課長。

(企画課長 館石 修君)

7番 高橋議員のご質問についてお答えしたいというふうに思います。

飯豊で幸せになる事業887万2,000円増額の理由ということでご質問いただきました。これにつきましては、特に住宅取得奨励の関係で、なかなか年度初めに想定しづらいということがありまして、当初予算につきましてはちょっと渋めに、少なめに設定をさせていただいて、その都度補正で対応させていただくというようなことでやっております。その関係で、今年度の住宅取得のされた方、ほぼ確定しましたので、その確定された数字を基に計算しますと、今年度の住宅の取得件数が27件ということでありましたので、今後10件分程度の支払いが足りなくなるということによる増額ということにさせていただきました。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

7番 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、49ページ、6款1項4目の畜産振興費の関係でございますけども、当初予算編成時、県補助金で畜舎等の建設の要望ということで数件ございました。しかしながら、県審査等を受けまして、最終的に採択されたのが畜舎建築1件というようなことで、それによります事業費の減というふうなこととなっております。

2点目の、園芸作物、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業の関係でございますけども、同じように当初、園芸用のハウス等の建設の要望等を受けながら予算編成等を行ったわけですが、最終的に施設ハウス建設等が3件というようなことで、それらによる予算残の減額というふうな内容になります。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

上田地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

7番 高橋議員のご質問にお答えします。

補正予算書57ページ、8款1項1目土木総務費の1,595万6,000円の減額というふうなことでございます。これにつきましては、まずは事業支援としまして、昨年8月3日の大雨によりまして、被災住宅の再建に対しまして、県と町が協力して、被災された方へ支援をするというふうな共通事業として、当初、床上浸水に相当する40件、それと床下浸水に想定する20件に対して2,250万円というふうな形で予算の確保をさせていただいたところでございます。ただ、最終的に、これ実施するに当たって申請された件数としては20件、金額として654万4,000円というふうな金額になりましたので、まずは実績として1,595万6,000円のほう減額をさせていただいたというふうなところでございます。よろしく申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

7番 高橋亨一議員。

(7番議員 高橋亨一君)

それじゃあ、もう一度伺いますが、コロナ禍で大変、企画課にお伺いしますが、景気も不景気で、なかなか事業が思うように進まないのかなと思ったんですが、27件、これは住宅新築とかそういうところも含めて全部で、団地の売上げ、椿団地、添川団地の部分にも、これ、はまっているというふうに理解してよろしいですか。

そのほか、減額されているのが相当あるんですね。結婚相談の分とか、それから人口減少のリノベーションの事業も減額されていますが、そんなでもないですね、一番はやっぱり住宅事業のほうが減額されています。これを今度進めていくのに、今経済がかなり悪化している状態で、今後どのような方法で進めていくか。また、それちょっと1点お伺いします。

それから、2点目の農業振興ですが、畜舎1件分ですが、所得向上支援事業ということで、今、畜産関係の経営がすごく悪化しています。特に、酪農家が大変な状態になっているというふうにお聞きしています。バター不足から牛乳の増産を政策に入れてきて、今になって一転して、牛乳の余り状況により、牛乳の廃棄、乳牛の廃棄と、それから成牛の自然淘汰というか、殺処分をしるという国の政策がひかれているそうなんです。1頭当たり国からの補助金が15万円しか出ない。こういう状態で、飯豊町、数軒しかない農家がもう離農に追い込まれる。そういう状態だと今聞いてきました。

こういう大変な時期に、やっぱり町として支援、救済する事業も必要なんじゃないかなというふうに思いますが、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、園芸の部分ですが、アスパラ団地を、二、三年前か、小白川の地区に団地を形成

して、8月の豪雨災害で全滅された団地があるんですが、その状況、全滅の状態が今後どのような取扱いをするのか。ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

館石企画課長。

(企画課長 館石 修君)

7番 高橋議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、幸せになる事業の関係でありますけれども、これにつきましては実績に基づき奨励をさせていただくお金ということでもありますので、今年度、27件の新築ですとか、あとは空き家の購入があったということで、これについては椿住宅団地も含む町内一円の実績だということでご理解をいただければというふうに思います。

予算の関係で今回減額をさせていただいたものが多々ございます。これにつきましては、災害の関係で、結婚相談事業などは、まず今年度中については一部取りやめるというようなことで、以前も減額させていただいた部分あるんですけども、今回整理をさせていただいて、さらに減額をさせていただいたというものでございます。その中でも、移住支援金の減額160万円ですとか、あとは結婚支援事業60万円の減額ということでもありますけれども、これにつきましては県と協調してやっている事業でございます。

移住支援事業につきましては、首都圏から町内に移住された方で、県のポータルサイトに登録されている企業さんにお勤めの場合に頂ける移住支援金ということでありまして、1世帯当たり、複数で移住された方100万円、単身で移住された方60万円ということで、当初、世帯で2世帯、単身で1世帯ということで260万円で予算要求しておったわけですがけれども、今回実績がゼロだったということで、ただ今後申請あるかもしれないという部分を除いて160万円分だけ、まずは減額をさせていただいたというものでございます。

あとは、結婚支援事業60万円減額しておりますけれども、これにつきましては新生活応援ということで、例えば結婚によるリフォームですとか、あと引っ越しにかかる経費ですとか、最大、年齢制限もあるんですけども、60万円の支援をさせていただくというような事業になっています。当初、90万円ほど枠を取っていたわけですがけれども、こちらの実績がなかったということで、60万円減額をさせていただいたというものであります。

合わせまして、移住支援金と、あと結婚支援事業につきましては、県の協調補助ということで歳入もありますので、併せて歳入のほうも減額をさせていただいたというものでございます。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

7番 高橋議員の再質問にお答えいたします。

畜産振興部分の、特に酪農の部分でございますが、議員お話しのとおり、全国的な問題として今取り沙汰されております。町の支援につきましても、今後、国、県等々、関係機関と協議をしながら、財政的支援が一番になるかと思えますけれども、何らかを検討していかなければならないというふうには認識しているところでございます。

また、アスパラ団地、被災を受けた部分であります。被災を受けた場所については、今後、災害復旧工事で工事着手しますけれども、あの場所でのアスパラを再度生産していくということは難しいというふうにお聞きしております。農協が事業主体となって整備されたというような部分でありますけれども、現在、農協、県、あと町等々で対応の検討委員会等を開催しながら、今後どうするかという部分での協議を行っているところであります。

できれば町の方針としましても、アスパラは重要な作物でありますので、あの場所に限らず、振興作物として町内全域に再度普及していければというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。7番 高橋亨一議員。

(7番議員 高橋亨一君)

企画課、それから農林課のお答えいただきましたので、理解しました。ぜひ力をかけていただきたいと思ひます。

それで、地域整備課のほうに報告をいただきましたけれども、床上浸水が40件、床下浸水が20件の被害額だということですけど、先ほど町長からの行政報告の中で、住宅被害が192件で253万3,856円の被害金額だというふうに出てはいますが、被害住宅と住宅被害地と先ほどの答弁がちょっと数字が合わないような気がするんですが、その1点だけちょっとお伺ひします。

(議長 菅野富士雄君)

上田地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

7番 高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは当初の2,250万円、予算確保した際の想定される部分が、床上浸水に相当する部分と

して40件、床下浸水に相当するものを20件、これらを想定しながら予算確保して、事業を実施してまいったところでございます。ただ、実際にこの事業に申請された方が20件というふうなことで、実績に合わせてまず減額をさせていただいたというふうな状況でございます。

そして、数字的に、件数的な部分が合わないというふうなことがありましたけれども、10月の臨時会の際に、この部分、提案をさせていただきました。その中で、まずは8月の大雨の際に被災された方、いわゆる罹災証明が発行された方というふうなことで、今回の事業的に対象者となり得るのが、罹災区分の中の半壊と準半壊、一部損壊というふうな部分のところの支援というふうなことでありましたので、その中の半壊と準半壊の部分を床上浸水相当というふうな形、また一部損壊につきましては床下浸水相当というふうな形で区分をさせていただいて、その際に持っていた数字としては、半壊の罹災件数が38件、準半壊が2件、そして一部損壊が108件というふうなことでございました。ただ、どのくらい来るか分からないというふうな部分がありましたので、まずは半壊、準半壊については40件相当分、そして一部損壊につきましては大体2割程度、まずは想定をさせていただいて、何かあれば補正対応というふうな形で提案をさせていただいたというふうな経過でございますが、実際20件の申請にとどまってしまったというふうな状況でございます。

なので、住宅の被災状況とちょっと合わないというふうな部分はちょっと私なかなか、答えられない部分あるんですけども、一応事業としての経過につきましては以上の報告となります。よろしく申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

私は商工課のほうで、予算書54ページ、1項の2目、003の新産業集積事業の中で、貸工場補修工事請負費934万円とあるんですけども、これの減額になった理由をまず最初、お聞きしたいと思っております。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

予算書55ページになりますか、貸工場補修工事の請負費934万円の減額についてお答えいたします。

こちらは補正でつけていただいたものでありましたけれども、同じような形で直すというこ

とでの提案をさせていただきました。同じような形で直しても、例えば今シーズンの雪でまた壊れてしまうおそれがあるといったこともいろいろ検討させていただいた結果、今年度は本当に最小限の工事にとどめさせていただいて、大きくへこんだところの改修というのは今回見送らせていただきました。その理由としては、ほかには災害関係の予算に優先的に使っていたとということもありまして、このたびの減額ということでの計上をさせていただいたところでもありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

当然災害に使うのは非常によろしいんですけども、今年は雪も少ないから補修しなくてよかったという感じで、また起こり得る可能性も出てくると、それ以上になる可能性も出てくるという危険性があると思うんですよね。そういったものをきちっと検討した結果なのか。

それからさらに、今交渉している会社関係、貸工場に関してなんですけども、そういったものに対して影響がないのか。まず、お聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

8番 古山議員のご質問にお答えします。

今回の減額については、内部で検討させていただきました。ある程度工夫しないと、また同じような故障というか、損壊につながりますので、今回は見送り。ただ、建物共済入っておりますので、その期間は3年間あるということでもありますので、多少そちらのほうも考えたところでありました。今回の減額措置ということをごさせてさせていただいております。

今交渉している企業への影響でありますけども、こういった状況、施設のほうは見ていただいておりますので、そういった状況については理解していただいております。性能としては全く問題ございませんので、そういった説明はしていただきながらも、いずれ町のほうで直したいというところは説明はさせていただいているところであります。よろしくお願ひいたします。

(議長 菅野富士雄君)

8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

いずれは直さなきゃならないということであれば、本当は今回も直しておくべきだったんじ

やないかと。直さないがために、それ以上に広がるという危険性が果たしてないのか。そういったものが専門家を通した中で検討しておるのか。もし今回、去年の雪で壊れたとすれば、今後もそういう大雪が降った場合、壊れるという可能性も十二分にあると思うんです。そういった中での検討をした結果なのか。最後にお聞きします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

古山議員の再質問にお答えします。

町としては今回は見送りということとさせていただきますけれども、いろんなケース、検討しました。専門家といいますか、設計業者のほうにも、あと施工業者も確認をいたしました。今の現状でもまずは問題ないというところはありますけれども、見た目的にもというところはあります。また、大雪が降れば同じような損壊につながるということは多分にあるということは申し上げたいというふうに思いますけども、そういったとき、今同じように直しても、また同じように壊れる。その繰り返しでは意味がないというふうに思っていますので。何か工夫ができないかということも含めて、次年度以降対応してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは、後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

先ほど、川崎議員からの再質問について、追ってご報告申し上げると回答しておりました、歳入12款2項1目の児童福祉費、委託保育料の内容につきましてご報告したいと思います。

わくわくこども園のほうに川西町から1名、長井市から1名、それから、すくすくこども園のほうに川西町から1名、長井市から2名、米沢市から2名ということで受託をしております。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

1番議員、別によろしいですね。

ほかに質問がないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第12号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

《 日程第 14 》

議案第13号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

《 日程第 15 》

議案第14号 令和4年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

《 日程第 16 》

議案第15号 令和4年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第5号）

《 日程第 17 》

議案第16号 令和4年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第4号）

《 日程第 18 》

議案第17号 令和4年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第6号）

《 日程第 19 》

議案第18号 令和4年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算（第8号）

《 日程第 20 》

議案第19号 令和4年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第2号）

《 日程第 21 》

議案第20号 令和4年度飯豊町豊原財産区特別会計補正予算（第2号）

《 日程第 22 》

議案第21号 令和4年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算（第3号）

《 日程第 23 》

議案第22号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第4号）

及び

《 日程第 24 》

議案第23号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算（第6号）

までの11案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第13号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から議案第23号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算（第6号）までの11案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から270万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億6,144万5,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から546万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,122万6,000円と定めるものであります。

事業勘定の歳出の主な内容は、総合保健施設運営費及び特定健康診査事業費等の精査による減額等であり、それに伴って一般会計繰入金を減額等するものであります。

直営診療施設勘定の歳出の主な内容は、一般管理費及び医業費の精査による減額であり、それに伴って一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第14号 令和4年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から32万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,675万4,000円と定めるものであります。

歳出の内容は、総務管理費の精査による減額であり、それに伴い一般会計繰出金を減額するものでございます。

議案第15号 令和4年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から3,275万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億5,448万7,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費等の精査による減額、給付費準備基金積立金の追加であり、歳入の主な内容は、支払基金交付金及び一般会計繰入金を減額して、介護保険料等を追加するものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第4号）につきましては、

歳入歳出予算の総額から11万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,900万7,000円と定めるものでございます。

歳出の内容は、人件費などの精査による減額であり、それに伴って一般会計繰入金を減額等するものでございます。

次に、議案第17号 令和4年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額から1,161万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億1,016万4,000円と定めるものであります。

歳出の内容は、人件費及び施設運営経費の精査による減額であり、それに伴って一般会計繰入金等を減額するものでございます。

次に、議案第18号 令和4年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額から991万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億9,767万9,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、施設建設費及び施設管理費の精査による減額であり、それに伴って地方債等を減額等するものでございます。

そのほか、繰越明許費の追加が1件、地方債の変更が2件でございます。

次に、議案第19号 令和4年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から21万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19万8,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、造林費等の精査による減額であり、それに伴って基金繰入金等を減額するものであります。

次に、議案第20号 令和4年度飯豊町豊原財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から21万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10万9,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、一般管理費等の精査による減額であり、それに伴って基金繰入金等を減額するものであります。

次に、議案第21号 令和4年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から157万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ786万9,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、一般管理費等の精査による減額であり、それに伴って基金繰入金を減額等するものであります。

次に、議案第22号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から73万円を減額し、歳入歳出それぞれ243万1,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、財産管理等の精査による減額であり、それに伴って基金繰入金等を減額等するものであります。

最後です。議案第23号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算（第6号）につきましては、収益的収入予算の総額に292万1,000円を追加し、2億3,776万円とし、収益的支出予算の総額に3万8,000円を追加し、2億3,762万9,000円と定めるものであります。また、資本的収入予算の総額から1,079万円を減額し、1,962万8,000円として、資本的支出予算の総額から4,300万円を減額し、8,692万4,000円と定めるものでございます。

収益的収入の主な内容は、水道施設災害復旧費国庫補助金の追加及び水道料金の減額であり、収益的支出の内容は、特定多目的ダム負担金の追加等でございます。また、資本的収入の内容は、事業精査による一般会計補助金等の減額であり、資本的支出の内容は、業務委託料等を減額するものでございます。

以上、議案第13号から議案第23号までの11案件について概略を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から議案第22号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算（第4号）までの10案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第22号の10案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第23号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

《 日程第 25 》

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について(飯豊町観光公園等)

《 日程第 26 》

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について(飯豊町観光物産館)

《 日程第 27 》

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について(飯豊町緑地等利用施設)

《 日程第 28 》

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について(飯豊町自然環境活用施設等)

《 日程第 29 》

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について(飯豊町地域農産物等活用型総合交流促進施設)

《 日程第 30 》

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について(あか松森林公園)

《 日程第 31 》

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（宇津沢体験農園）

《 日程第 32 》

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊岳谷親水公園）

《 日程第 33 》

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町大日杉登山小屋及び飯豊町大日杉キャンプ場）

及び

《 日程第 34 》

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自然活用村数馬釣堀）

までの10案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

（町長 後藤幸平君）

ただいま議題となりました議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光公園等）から議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自然活用村数馬釣堀）までの10案件についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの公の施設の指定管理者の候補者の選定に当たりましては、飯豊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、申請があった団体から指定管理者の候補者を選定いたしました。

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光公園等）につきましては、
1、公の施設の名称及び所在地は、どんでん平ゆり園、飯豊町大字萩生3341番地、どんでん平体験農園、飯豊町大字萩生1850番地でございます。

2、指定管理者は、飯豊町大字萩生3341番地、有限会社どんでん平ゆり園、代表取締役 嶋貫吉晴氏でございます。

次に、3番、指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までといたします。

次に、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光物産館）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地、飯豊町観光物産館、住所は飯豊町大字松原1898番地でございます。

2、指定管理者は、飯豊町大字松原1898番地、飯豊めざみの里株式会社、代表取締役 後藤幸平でございます。

3、指定期間を申し上げます。令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

次に、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町緑地等利用施設）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地、飯豊町緑地等利用施設、住所、飯豊町大字添川3020番地の5。

2、指定管理者、飯豊町大字添川3020番地の5、株式会社飯豊町地域振興公社、代表取締役 松山一利氏でございます。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町自然環境活用施設等）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地を申し上げます。飯豊町自然環境活用センター、飯豊町大字数馬218番地の1、飯豊町健康管理施設、飯豊町大字数馬218番地の1。次に、飯豊町農林産物処理加工施設、住所、飯豊町大字数馬218番地の1でございます。次、飯豊町高齢者・婦人活動施設、住所、飯豊町大字数馬218番地の1。次、飯豊町白川ダム湖畔オートキャンプ場、住所、飯豊町大字数馬52番地。

2、指定管理者を申し上げます。飯豊町大字添川3020番地の5、株式会社飯豊町地域振興公社、代表取締役 松山一利氏でございます。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

次に、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町地域農産物等活用型総合交流促進施設）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地を申し上げます。飯豊町地域農産物等活用型総合交流促進施設、住所、飯豊町大字萩生3549番地の1。

指定管理者は、飯豊町大字萩生3549番地の1、有限会社エルベ、代表取締役は嶋貫吉晴氏でございます。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

次に、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（あか松森林公園）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地は、あか松森林公園であり、住所は飯豊町大字松原3535番地の1。

2、指定管理者は、飯豊町大字松原1898番地、飯豊めざみの里株式会社、代表取締役 後藤幸平でございます。

3、指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

次、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（宇津沢体験農園）につきましては、
1、公の施設の名称及び所在地は、宇津沢体験農園であり、住所は飯豊町大字宇津沢351番地。

2、指定管理者、飯豊町大字添川3020番地の5、株式会社飯豊町地域振興公社、代表取締役
松山一利氏でございます。

3の指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

次に、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊岳谷親水公園）につつまし
ては、1、公の施設の名称及び所在地は、飯豊岳谷親水公園であり、住所は飯豊町大字岩倉
891番地の1でございます。

指定管理者は、飯豊町大字添川3020番地の5、株式会社飯豊町地域振興公社、代表取締役
松山一利氏でございます。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

次に、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町大日杉登山小屋及び飯豊
町大日杉キャンプ場）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地は、飯豊町大日杉登山
小屋、飯豊町大字岩倉大日杉国有林内にあります。飯豊町大日杉キャンプ場は、飯豊町大字岩
倉大日杉国有林内にあります。

2、指定管理者は、飯豊町大字岩倉字砥沢外16、大日杉小屋管理協力会でございます。会長
は伊藤吉郎氏であります。

3、指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

最後です。議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自
然活用村数馬釣堀）につきましては、1、公の施設の名称及び所在地を申し上げます。飯豊町
水生園、飯豊町大字数馬255番地、飯豊町自然活用村数馬釣堀、飯豊町大字数馬235番地の5で
ございます。

2の指定管理者は、飯豊町大字添川3020番地の5、株式会社飯豊町地域振興公社、代表取締
役 松山一利氏でございます。

指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

以上、議案第24号から議案第33号までの10案件について概略を申し上げます。よろしくご
審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番

高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まずは議案の26、27号になります。緑地等利用施設、しらさぎ荘、そして27号は自然環境活用センター、これは白川荘になると思うんですが、私たちも、議会も12月定例会において附帯決議というようなことでさせていただきました。

まずお聞きしたいのが、先ほどの行政報告でも、2月10日に指定管理者の選定委員会というふうなものが開催されているようでした。やはりその中で、今回の指定管理者についていろいろご議論あったと思うんですが、その中で特にこの2社に関しては何か委員会の中でお話があったのかどうか。話せる範囲内で構いませんので、その内容の一端でもお聞かせ願えればなと思います。いかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

安部総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

5番 高橋 勝議員のご質問にお答えいたします。

この指定管理の関係については、選定委員会の事務局が総務課でございますので、私のほうからですけれども、当日、委員会につきましては、それぞれ代表者の方に役場のほうにお越しをいただきまして、説明をいただき、そして委員のほうから質問などをしながら、委員会のほうは進めさせていただきました。それぞれ持ち時間30分というふうに指定しまして、15分間の説明、そして15分間の質問、回答というような時間で、それぞれ10のところから説明を受け、質問させていただいたところがございます。

内容につきましては、それぞれございますけれども、あとは点数を、それぞれの委員が採点をつけまして、それを集計をいたしまして、最終的に適正かどうかというふうな判断をさせていただいたところがございます。その中では、これからの経営の在り方ありますとか、事業計画、あと経営シミュレーションなどについても資料を提示していただき、ご説明をいただいたというふうなところがございますので、よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

ただいま30分ずつ、15分、15分ということで分けて開催されたということなんですが、その

中で、この26、27の公社に関してはどのような注文というか、質疑というか、委員の方から出られたのか。そこはお話の内容について一端、その中の内容を少し聞ければと思うんですが、いかがですかね。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

指定管理者選定委員会、私が委員長を務めさせていただき、ヒアリング等をさせていただいたというような状況でございます。両施設、それぞれ経営者一緒ですので、こういった形でのこれまでの経営方針、それから経営状況に応じまして、現在、赤字状況だというようなことがあるので、その赤字の要因という部分がこういったものにあるのか。そして、これから指定管理を受けるに当たって、こういったところを改善して、経営改善を行っていくのかという部分についてお話をさせていただきました。

それぞれ来年度からの経営についての方針等を出していただいたところではありますが、内容として、こういう部分をもう少し強化したらいいんじゃないかとか、そういう部分を私どものほうからアドバイスなんかをさせていただき、その部分についてお話を今後進めていきますというようなことを検討していただくという形での話し合いをさせていただいたところがございます。

両施設についても、やはり赤字の部分での、これからの抜本的な経営改革という部分をしなければいけませんので、その部分の強化をまず前提としながら進めていただきたいと思いますというようなことでお話をさせていただいているところです。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

やはり、3月定例会で今後5年間の指定管理者が決定する。そして、予算も決定するということですので、やはり議会でも附帯決議ということで資料の提供、附帯決議させていただいておりました。やっぱりそういうものを判断材料としてやっていきたいなと思っておったわけなんです。2月28日の締切りまで上がってきた資料、今日午前中の議運で頂きました。簡単に言うと、本当に数字の羅列というようなことで見させていただいておったわけなんです。やはり中間報告的なものというような段階でしょうけども、私たちはこの数字の積み重ね、当然

根拠になるものがあると思うんです。やはりそちらの経営健全化計画というふうな資料をしっかりと頂きたかったなど。今回はどっちかという、もう完全に数字の積み重ねで、基本的にはまず右肩上がりていく数字の並びになっているので。その根拠となる、どういうふうな部分を改善していくのかというようなものをしっかりとやっぱり判断材料としていただきたかったなどと思う中で、今、副町長からも少し具体的な、やっぱり抜本的な改革といっても、その具体的というのは全然見えない中で、この判断を議会がするというのはどうなのかなと思っております。

そういう中で、その委員会で具体的に出たかどうか、こういうことをやっていきたいというような質疑応答があったのか。もう少し具体的内容が分からなければ、私たちもちょっと判断に迷うかなと思っております。

なので、もう少し突っ込んだちょっとお話をお聞かせ願えればなというふうな点と、12月2日、全員協議会で事前に担当課からいろいろ数値的な説明ありました。その中で、町長のほうから、やはり町としても大変な責任を感じているというような回答をいただいております。その中で、ちょっと読み上げますと、「新年度の新しい指定管理制度において、町の重要なポストにある人物を相談役として派遣し、しっかりとした経営指導、営業指導を行っていきたい」というふうな回答いただいておりますが、その後の重要な人物というようなことで、私たちはちゃんとした場でそういう話をいただいておりますので。もし、この内容も含めて話せるのであればご回答いただきたいと思います。

以上2点お願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

まず、1点目のご質問にお答えしたいと思います。

経営改善計画ということで、本日ですか、皆様のほうに配付をさせていただいたというところがございました。私も拝見させていただきましたが、やはり数字の羅列であるということと、来年度以降の、いわゆる入浴の部分だとか、宴会の部分だとか、宿泊の部分だとかという部分で、数値がそのまま横並びになっているようなところがあり、ここの部分の改善が見えないのではないかというところも私も見させていただき、ちょっと疑問を感じているところがあります。

やはり議員おっしゃるとおり、数値の羅列だけではなくて、その数値を上げるための、いわ

ゆる積み上げがどういったものなのかという部分を、やはり言葉として上げていただかなければ改善計画ではないなというふうに考えております。

前回の全員協議会の際に、商工の鈴木課長のほうからお話しさせていただきましたが、現在、公社のほうとしてはコンサルティング会社、それから金融機関、そういったところの積み上げ作業を現在やっていると。一体その数値の積み上げにどういったことをこれから取り組んでいくのかという部分を上げていただきたいというようなことも私どものほうから、選定委員会の中では話をさせていただいたところがございますので。

なお、詳細については、まだちょっと私、手持ちに資料がないものですから、この場ではお答えはできませんが、そういった部分も含めて、改めて皆様のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、2点目につきましては町長への質問ということでございますので、町長から答弁をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

その前に、先ほど5番議員が言ったように、その資料についてはまだ議会運営委員会等の委員にしか配付になっておりません。これもちょっと私たち議会のほうの手続ミスで申し訳ございませんでしたが、皆さんに配付されておられませんので、そこら、当局側もご理解いただきたいと思います。

それでは、町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

皆様のご心配、十分よく分かりますし、今後も、今皆さんがお考えの手順のとおり、私も当局としてもしっかりと詰めて、改善を図っていきたいというふうに考えております。その中で、私が事前協議の中で申し上げました、いわゆる責任ある立場の者を相談役として派遣し、しっかりと改革を図っていきたいと考えていると申し上げました。それは事実であります。町として責任ある立場の者というのは、副町長の高橋弘之氏でございます。高橋弘之氏を相談役として派遣するということには、町としての決断はそれでいいとしても、会社としての取締役会あるいは総会で議決しなきゃいけませんので、その手順は5月以降に本格的になるというふうに考えております。

これまでも何度も副町長は就任前から三セク改革に取り組んできた立場であります。なかなか立場上、全てを言えることもできなかったんだと思いますので、今後は思い切った発言をしていただいて、人事まで含めた内部統制をしてもらいたいものだなというふうに考えている

ところでございます。

副町長はこの間、そういうふうなことを覚悟できているかと、こう言いましたならば、兼任では駄目だと、退路を断って、副町長を辞めて、相談役として改革したい、あるいは社長としてやる覚悟だってあるかもしれないと、こうおっしゃいましたけれども、それは困ると。やはり町の重要事業を大変な先頭に立ってやってもらっておりますので、それは困りますので、兼任として派遣したいと、こういうふうに考えているところでございます。

恐らくきっと変わると思いますので、ご期待いただきたい。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございませんか。8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

高橋議員の関連なんですけど、その審査会の中でいろいろ協議したと思います。その中で、町として、また議会、12月の定例会の中でも、第三セクターの経営者の責任というのはどういうことになるのかということとは私申しましたけども、そういった中での経営改善というのは話されたのか。その辺をきちっとお聞きしたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

8番 古山議員の質問にお答えしたいと思います。

指定管理者の選定委員会の中で、いわゆる経営者の責務という部分の話ということでご質問いただいたところでありますが、そこまでは触れませんでした。ただし、今回、指定管理料の、いわゆるアップという部分を含めて、議員の皆様の方にご承認をいただいたというような中で、経営改善計画も当然示していかなければならないというようなことも含めて、地域振興公社の方にはお話をさせていただいたところです。

そういった部分で、以前から議員の皆様からもお話ありましたとおり、将来的にはこの施設をずっと維持していくということは町ではできない可能性もあると。当然縮小したり、廃止をしたりというような可能性も出てくると。ただ、現在の町民の、いわゆる福利利用ですとか、交流の場だとか、健康増進だとか、雇用の場だとか、町内経済の振興という部分を考えれば、今の段階ではなかなかそこは判断はし切れない。ただ、このままの経営が続くのであれば、そういうことも判断せざるを得ないというようなことも併せてお話をさせていただき、経営改善をぜひしていただきたいということをお話をさせていただいたところでございますので、今後

そこら辺も含めながら話をさせていただきたいというふうに思っています。

なお、経営者の、いわゆる抜本的な見直しという部分に関しましては、当然、取締役会等で話し合いを行っていくべきものだというふうには考えておりますので、この場では差し控えさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

そういう話を聞かなかったということは、今回いいで広報にも書いていましたけど、第三セクターという項目であったんですね。それは町民見ているわけですよ。その中で、あくまでも経営者責任というのはどうなんだということは、町民の人は全部考えていると思うんです。だけど、今回その選定委員の中で聞かなかったと。それは聞かなくてもいいですけども、今後の経営の総会や、そういった中で当然、経営責任というのは問うべきと思います。そういうことで、初めて第三セクターというのはこうなんだということが出てくると思うので、町のやり方がしっかりしているなということが出てくると思います。

今、町長が言った、副町長が相談役として出向くということになれば、当然それくらいの経営改善というのは必要じゃないかということを思いますけども、そういった中での決意というのはどうなのでしょう。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

8番 古山議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおりかなというふうには思っています。当然、このままの経営が改善されなければ、経営者の責任という部分も出てきますし、この公社の株式の大半を所有している町として、大株主の立場としては、その部分をお話をしなければならないというような状況にもなってくるのかなというふうには思っているところでございます。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

8番 古山繁巳議員。

(8番議員 古山繁巳君)

当然そういった中で、してもらいたいと思いますし、今回、経営改善のやつで資料をもらっていましたが、副町長も言っていました。高橋議員も言っています。数字の羅列というこ

とになっていますけども、本当にこのとおりに実際いけるんですかということなんですよね。前にも合併したとき、町長が言っていた、何年後に利益出ますよということも言っていた時期あったんですよ。それも結局駄目で、今回さらに隔週かな、水曜日かなんかも休みということになっているわけですよ。そういった運営のやり方で、果たしてこの数字というのはまともな数字なんですかということですよ。

それから、今現在の経営者がこの数字というのを本当にどういうふうに思っているんですかということをお聞きしたいんですよ。ただ掲げて、数字の本当に、書いたから、このとおりにいいですよというものじゃないと思うんです。あくまでも我々は第三セクターに対して金は投資するとしても、完全に黒字になるよう、またそういう赤字が最小限度になるような努力が必要だと思うんですよ。そういった中で経営改善ということだと思うんです。数字を出したからいいというものじゃないと思います。その辺はいかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

古山議員の再質問にお答えしたいと思います。

選定委員会の中でも、古山議員、今おっしゃったとおり、毎週水曜日はお休みだというようなことをやられていると。果たしてそれでいいんでしょうかと。休みにすることで、今まで水曜日、平日に来ていたお客さんがほかの施設に流れていって、結果的には全体的な利用者数が減るというようなことも考えられますよねというようなお話をさせていただきました。水曜日、休みにすることでランニングコストが減るというようなことで、現在、公社のほうはやっているようなんですが、じゃあその部分をお客さんの入り込みと、そのランニングコストの減少部分が果たして効果が出ているのかどうかとか、そういう部分をぜひ考えていただきたいと。公社側からは、冬期間の、いわゆる実証実験的に今、水曜日を休みにしているというような話でしたが、冬期間が終わればその辺の数値が出てきますので、その辺を見定めた上で、通年での営業を行うのか、もしくは定休日を設けるのかという部分について考えていくということがありましたので、私どもとしては、その数値を見せていただいて、提言をさせていただきたいというふうに考えております。そういったところをやはり積み上げていく必要があるのかなというふうに思っておりますので。

今後、先ほど町長が、私を相談役として送り込むというような話がありましたが、そういう部分を見定めた上で、公社側のほうには話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

経営改善計画、今朝の議運で出されたという話なんですけれども、何か今その改善計画を基に話が展開されているような気がするんですが、ほかの議員にその資料というのはいつ配られる予定ですか。

(議長 菅野富士雄君)

こちらのほうに質問ですね。すぐにでも配ります。大変申し訳ございません。

3番 舟山政男議員。

(3番議員 舟山政男君)

今の話がちょっと見えないと思うんですが。その判断の、進んでいる話の筋書きが何かちょっと違うんじゃないかなと。説明が全然ないと。その点はどうか。

(議長 菅野富士雄君)

暫時休憩いたします。

(午後2時50分)

それでは、休憩前に復し会議を続けます。 (午後3時23分)

ほかにありませんか。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

私から、議案第26号の公の施設指定管理、飯豊町緑地等利用施設についてお尋ねをしたいと思います。

指定管理料につきましては12月議会で採択をされているんですが、実際にその額というのは5倍から6倍になっているわけでした。そういうようなこともありまして、議会としては本当にその経営がやっぱり心配だというふうなことで、これまでに様々なことを申し上げて、附帯決議等々をやってきたところではありますが、ここでやっぱりお聞きしたいのは、もうこれ以上、自治体の財政に穴を開けてはならないというふうに思います。ただ、町長がおっしゃるように、これを失ってはならないというのも事実だと思います。

ですから、そここのところのバランスをやっぱりきちんと取って、第三セクターに指導をしていくというふうなことが今後一番大事になるのではないかなというふうに思いますので。しっかりした経営改善計画を町として、どこをどのように、誰がいつまで、そういったものをきちんと

とやっぱり提示をしていただくと。今日この場でお話をさせていただくというふうなことで、今後この先、やっぱり指導を町としてどのような決意があるかというふうなことを、町長、副町長にお聞きをしたいと思います。これが1点です。

それからもう一つは、大日杉のキャンプ場で議案第32号でございます。このたびから指定管理者が新しくなるところでございまして、新たに大日杉小屋管理協力会という組織が大日杉小屋の指定管理をしていただくというふうなことになってございますが、なぜこの団体が決まったのか。あるいは、前回まで指定管理者が違うようですので、1社しかなかったのか。それから、今回の指定管理で、特に新たにこの団体が指定管理をどのようなことをやっていきたいかというふうなことと、それから収支の見積りとかそういったものもあったかと思っておりますので、この団体の特徴あるいは決定の理由についてお聞きをしたいなというふうに思います。

(議長 菅野富士雄君)

最初にまず町長、それでは決意を述べていただけますか。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

この問題の糸口はどこにあるのか。経営改善しかない。売上げの回復、経費の削減しかない、こういうふうに思いますが、人事に関わることについては、この場では差し控えさせていただきますというふうに思っております。

なお今後、右腕を派遣いたしますので、その中で、実際我々が間接的に聞いているのと現場はどうなのか、つぶさに報告していただいて、判断していきたいというふうに思っております。

ただ、やはり前から申し上げておりますように、非常に難しい問題は、数億円の債務保証、もちろん町はやるわけですけれども、借入れについても個人保証が伴っておりまして、それは現在の社長が担っているということでもあります。ですから、新たに社長をもし選任するとなれば、その社長はそれを引き継がなければならないという状況などもあって、極めて人選は難しいことになるだろうなというふうなことを考えているところでございまして、そのことも併せて、今頑張っているスタッフの皆さんには、そうした極めて重い責任を持って経営をしていると。こういうことも併せてご報告をさせていただき、そのことの改善は、きっと今の債務負担をしていただいた町の財政支援があれば、数年後、5年後には相当身軽になりますので、そのことを、逆に身軽になるように、逆に負担が重くなって、さらに債務をしょわなきゃいけないということの絶対ないように、今後しっかりとマンツーマンで支えてまいりますので、どうぞ皆様のご支援をいただきたいと。よろしくお願い申し上げたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

安部総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

議案第32号の大日杉登山小屋及び大日杉キャンプ場につきましては、これまでにつきましては飯豊町地域振興公社のほうで指定管理というような形で行っていたものでございます。ただし、実際夏場に管理、登山小屋のほうで常駐しているメンバーについては、山岳会を中心としたメンバーが常駐をしているというような状況でございまして、そのメンバーの方々がこの協力会というようなものをつくっております。そちらで今度は直接この指定管理を受けて、運営していきたいというふうなことで、1団体のみ応募がありましたので、こちらの団体について選定をさせていただいたという状況でございます。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

ぜひ、ちゃんとした監視と指導、それは役目だと思いますので、お願いをしたいなというふうに思います。

あと、大日杉に関わりましては、先ほどの使用料の話のときにもお話をしたんですが、やっぱりこれはきちんとその団体からお話を聞いて、いろいろな検討をしたんですかというのを聞いていないということであったんですが、やっぱりちゃんとした会社でもないようですし、山岳会、そういった有志の団体だと思いますので、しっかりした指導と見守りといいますかね、やっぱりいろいろな大変なこともあると思いますし、特に山岳は事故とかいろいろなことがあると思いますので、そういう指導、あるいはそのバックアップの体制、そういったものをきちんとやっていただくように、これだけお願いをしておきたいと思います。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

遠藤議員のご質問にお答えします。

この協力会、初めての任務というか、指定管理者となるわけでありましてけれども、今までの長年の経験がございまして。コロナ前とコロナ後とといいますか、令和5年度シーズンについては、ある程度コロナが緩和されてくるということが想定されます。常駐体制も、今まで3年間は土日のみということがありましたけれども、平日もしっかりと日中対応する方を置いていただく、

または登山者に対して、融雪の状況だったり、そういったところの情報をしっかりと提供できるようにとか、そういったところに対応していただけるのかなというふうに期待しているところでもありますし、町からの指導もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上であります。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ほかにはないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光公園等）から議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自然活用村数馬釣堀）までの10件をそれぞれ採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

まず最初に、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光公園等）の件でございますが、本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光公園等）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光物産館）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町観光物産館）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町緑地等利用施設）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 多数 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町緑地等利用施設）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町自然環境活用施設等）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町自然環境活用施設等）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町地域農産物等活用型総合交流促進施設）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町地域農産物等活用型総合交流促進施設）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（あか松森林公園）についてお諮

りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（あか松森林公園）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（宇津沢体験農園）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（宇津沢体験農園）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊岳谷親水公園）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊岳谷親水公園）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町大日杉登山小屋及び飯豊町大日杉キャンプ場）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町大日杉登山小屋及び飯豊町大日杉キャンプ場）は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自然活用村数馬釣堀）の件をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（飯豊町水生園及び飯豊町自然活用村数馬釣堀）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後3時50分といたします。

(午後3時36分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午後3時50分)

《 日程第 35 》

議案第34号 置賜広域行政事務組合規約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第34号 置賜広域行政事務組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画につきましては、令和4年度をもって計画期間の満了を迎えるが、置賜定住自立圏の形成に伴い次期計画を策定しないことのほか、規定の整備を図るため、置賜広域行政事務組合規約を変更するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 置賜広域行政事務組合格約の一部を変更する規約についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第34号 置賜広域行政事務組合格約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

《 日程第 36 》

令和5年度の施政方針の説明を行います。

町長の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和5年3月飯豊町議会定例会が開催されるに当たり、令和5年度の町政運営に関する基本方針と主要な施策の概要をご説明申し上げます。

本年の重点政策は、何といたしましても令和4年8月3日に突然発生いたしました集中豪雨災害からの復旧と復興でございます。これまでの経験をはるかに超えた降雨は、山形地方気象台高峰観測所の雨量計で、降り始めからの雨量が308ミリ、国土交通省椿観測所で476ミリ、恐らく時間当たりの雨量は100ミリの水準まで達したと思われま。本町の、このように扇状地の地形で、住宅地でも標高250メートルから230メートルまでの落差がある地形を縦横に走る道路

が、まるで溪谷の急流のような状態になり、流木が住宅地や水田に流れ込むという事態になりました。

複数の橋梁が崩落し、浸水した住宅、全壊した住宅は総計で200戸を超え、道路、河川、山腹、山肌や丘陵の崩落、水田への土砂流入、そして尊い人命が行方不明となって、関係者の懸命な捜索にかかわらず、いまだ発見に至らないという状況が発生いたしました。JR米坂線は、鉄橋や線路が流出し、7か月たってもいまだ復旧の見通しは立っておりません。

傷ついた河川と道路、電力や水道などライフラインの初期的な復旧に、国、県、県内外の自治体、国会、県議会、町議会や住民の皆様と産業界の方々に最大限のご支援をいただき、本日を迎えております。

くしくも町制施行65周年を刻む年となる本年度を、災害の大きな爪跡から復旧・復興へと突き進み、一日でも早い完全復旧と復興に取り組むべき年、復興元年と位置づけて努力してまいりたいと存じます。

こうした状況下にあっても、飯豊町には大いに期待すべき朗報もございます。ここ数年、文部科学省への認可申請を続けて、ようやく認可が決定いたしました「電動モビリティシステム専門職大学」の開学であります。人口7,000人を切る地方自治体に4年制の大学が設立され、次代を担う若き有為な人材と教育者の方々がその大学に集まることとなります。地球温暖化にくさびを打つ科学技術の研究と人材養成の拠点がここに創出されます。このことは、私たちが想像する以上に大きなインパクトを社会に与える可能性があります。

自然環境豊かな山形県飯豊町、「山の向こうのもう一つの日本」と称賛されたこの地、日本で最も美しい村連合に加盟の飯豊町に、この環境を将来持続可能にするための学びやが創出されます。飯豊町の新しい可能性とキャンパスライフの充実、産業経済への貢献、住民生活の向上のための様々な対策を講じてまいります。

飯豊町は、山形県内でも早期にSDGs未来都市に選定された町です。これまで長期にわたって実践してきました自然環境への配慮、エネルギーを地域循環させ、農村の持つ食料生産と資源循環の仕組みを大事にする、この地域づくりの根幹がSDGs実践のモデルとなることは揺るぎない確信であります。

しかし、そのことをもってしても、私たちの将来を俯瞰したとき、一抹の不安が脳裏をよぎります。それは、飯豊町のような地域社会にあってもグローバルな国際情勢から無縁ではられないということであり、大国の暴力が小国の人権をじゅうりんする現実、社会の相互・互恵の関係や人道と倫理を忘れ、今がよければという拝金と自己利益追求の風潮が広がりつつある

現状に警鐘を鳴らす必要があるのではないかと思います。

SDGsの17のゴールを求めて、誰一人取り残さない社会形成を追求するというならば、より個人的な一人一人に焦点を当て、人間尊重とヒューマニズム実践を歴史の原点に回帰して、まちづくりの根幹にもう一度立ち返る必要があるのではないかとこの想念が日に日に高まってきます。

次代を担う子供たちや若者の感性に思いをよせ、社会の多様性の追求と多様な価値観が共生し共存する社会が間違いなくこれからの姿であると思うと同時に、身近な生活の生きづらさに心を寄せて、「やっぱり飯豊で幸せになる」と真に言えるだけの社会形成に向かって一歩ずつ歩んでまいりたいと思います。

予算編成方針を申し上げます。

令和4年8月3日、複数の線状降水帯による記録的な短時間豪雨は、昭和42年羽越水害以来となる未曾有の被害を本町にもたらしました。家屋の倒壊、床上・床下浸水、道路や橋梁、JR米坂線の損壊、農地、農業用施設など被害は甚大であり、災害からの復旧・復興には多額の費用を要します。

また、我々を取り巻く情勢は日々目まぐるしく変化しており、新型コロナウイルス感染症の感染分類が2類から5類へ移行することが示されており、生活様式の緩和による経済回復に期待が寄せられてはいるものの、世界情勢は、ロシアのウクライナ侵攻や原油高騰及び世界的インフレの進行による円安などの影響によって先が見通せない混沌とした状況が続いております。

本来であれば、直面する少子高齢化対策など山積する行政課題に対する取組を行って、本町の将来像である「田園の息吹が暮らしを豊かにするまち」の実現に向け、第5次飯豊町総合計画及び第2期飯豊町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各プロジェクトに予算を措置し、それらを着実に実行していく時期でございます。しかしながら、将来的な不安がある中においても、社会経済活動の両立を図りつつ、今は町民が一日でも早く日常の生活を取り戻すことに行政投資を行わなければならないことから、令和5年度の予算は道路、橋梁、農地及び林道等の災害復旧を最優先にした予算編成を行ったところでございます。

予算の概要を申し上げます。

令和5年度の一般会計予算額は、前年度比21.5%増の80億6,100万円となりました。また、一般会計と特別会計及び事業会計を合わせた町の予算総額は、前年度比14.1%増の109億8,908万円となりました。

歳入の概要について申し上げます。

町税につきましては、全体として穏やかに持ち直しの動きが見られることから、前年度比7.9%増の6億3,849万6,000円を計上しました。そのうち町民税につきましては、個人所得割及び法人税割の増加を見込み、前年度比12.0%増の2億3,484万1,000円、固定資産税については、家屋の新增改築分と償却資産の増加を見込み、前年度比5.9%増の3億4,550万5,000円としました。地方消費税交付金につきましては、社会保障財源分の実績などから、前年度比0.6%減の1億6,400万円を見込んだところであります。

地方交付税のうち普通交付税については、前年度比0.7%減の29億1,260万6,000円、特別交付税については、近年の交付実績などから16.0%増の2億9,000万円としました。

国庫支出金については、道路、橋梁などの公共土木施設災害復旧費負担金などによって、前年度比90.1%増の8億6,430万6,000円、県支出金につきましては、林道及び農地等にかかる災害復旧費負担金などにより、前年度比137.1%増の11億972万2,000円となりました。

寄附金については、めざまの里応援寄附金及び企業版ふるさと寄附金の増などを見込み、前年度比67.8%増、2億2,000万2,000円、繰入金については、前年度比15.2%減の4億7,280万1,000円、町債については、災害復旧事業や町民総合センター大規模改修事業などにより、前年度比55.7%増の9億8,140万円となったところでございます。

次に、歳出の概要について申し上げます。

義務的経費については、前年度とほぼ同額の25億7,168万7,000円となりました。そのうち人件費は、前年度比6.9%減の10億6,217万1,000円、扶助費は、前年度とほぼ同額の5億607万4,000円、公債費は、前年度比8.6%増の10億344万3,000円となりました。

投資的経費については、老朽化した公共施設の改修や設備更新、修繕などは最小限に抑制しましたものの、2年目に当たる町民総合センター大規模改修工事の継続、道路、農地、林道などの災害復旧事業に取り組むことから、前年度比144.0%増の22億8,692万6,000円となりました。

令和5年度は、災害復旧事業に重点的に予算措置するとともに、健康、福祉、教育、農業、環境などへの対策も立ち止まるわけにはいきません。極めて厳しい財政状況下にあっても、子育て支援などの住民ニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供するための費用が必要なことから、令和5年度の財源については、財政調整基金をはじめ各種基金の取崩しなどによって必要額を確保したところでございます。

次に、令和5年度の主要施策を第5次飯豊町総合計画の5つの柱に沿って申し上げます。

第1の「人をはぐくむまち」について申し上げます。

人口減少や気候変動などの変化の激しい時代の中で、私たちはどこに軸足を置いて日々の暮らしを続けていくかを考えるときを迎えております。復興元年となるこの年、未曾有の大災害の経験から、地域コミュニティーや自治意識の重要性を再認識いたしました。「持続可能で自立した地域づくり」のため、住民自らが積極的に行動し、地域の課題解決に行動できるよう取り組みを進めていく必要があります。

様々な問題を他人事ではなく、誰かのために、持続可能な未来をつくるために、自分事として捉え、力強く一步を踏み出して、本当の意味の豊かさや幸せを実現していく。そのための取組を進めてまいります。

まちづくりを進める上で重要となる「人をはぐくむ」取組を推進し、郷土や地域への愛着を感じる住民意識の醸成を図るとともに、住民と行政が積極的に交流し、様々な分野で社会に貢献したいという全ての住民がまちづくりに参加し活躍できる社会づくりを行います。

地域住民が主体となって策定した地区別計画の達成に向け、地区が主体的に取り組む地域づくり事業に対し引き続き支援するとともに、「いいで未来カフェ」を継続して実施し、次代を担う若者や女性などのまちづくり人材を育成してまいります。

学校教育につきましては、質の高い教育を受けられる環境づくりが大切であることから、持続可能な教育環境を整備してまいります。

子供たちの生きる力を育成するため、「いいでの子大したもんだプロジェクト」に継続して取り組み、様々なことに挑戦する、たくましい、「がってしない」いいでの子を育てていきます。

令和4年度に策定しました教育グランドデザインに基づいて、本町の新たな教育のスタートの年度として、幼小中一貫教育を具体的に進めていきます。令和8年度までの開校を目指す義務教育学校についても、具体的な検討と計画づくりに着手してまいります。

また、コミュニティスクールと地域学校協働活動が両輪となって、幅広い地域住民等の参画を得ながら、学校と地域が相互にパートナーとして連携、協働して、地域とともにある学校づくりを推進します。

さらに、令和5年度は各校の地域学校協働活動全体を調整するコーディネーターを配置し、地域との関わりを深めることで郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成につなげてまいります。

生涯学習につきましては、これまでもまちづくりセンターを主な拠点とし、地域の資源や特色を生かした創意工夫による活動を行ってききましたものの、高齢化や人口減少が進む中で、起り得る様々な地域課題を解決するために、住民、地域、行政の協働による地域づくりの取組

を推進してまいります。

また、令和5年度は災害における避難者支援をまちづくりセンターが果たすべき重要な機能の一つとして位置づけ、体制等の整備を行うとともに、誰もが安全・安心に生きがいを持って暮らすことのできる持続的な地域づくりを目指してまいります。

町民総合センター「あ〜す」は開館から30年以上が経過し、特に空調設備等の機械設備をはじめ様々な不具合が発生しておりますことから、令和5年度も継続して大規模改修工事を実施して、より快適性を実感できる施設として整備を進めてまいります。

次に、第2の「世代をつなぐまち」について申し上げます。

子育て支援については、多様化する保育ニーズに伴って、家庭や地域と連携し、引き続き信頼される乳幼児施設経営に取り組みます。

また、課題を抱える児童生徒への早期からの支援を専門機関や関係各所と連携を図りながら継続して実施いたします。さらに、3歳未満の子供の保育料の軽減や18歳までの医療費の無償化、家庭での保育を行っている世帯への支援など、子育て世代の負担軽減を継続します。

子供・子育て支援については、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に支援する「めざみっこ出産・子育て応援事業」を推進し、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み事にきめ細やかに対応することで、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産し子育てできる環境を整備してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行する方針が国から示されたことから、引き続き感染状況に応じた対策や医療・検査体制を確保してまいります。また、重症化予防のための生活習慣病予防の取組を強化していきます。

併せて、健康増進計画「第2次健康いいで21」の基本理念である、健康で心豊かに生活できる活力ある地域づくりを推進するために、特定健康診査事業の受診率の向上に取り組むとともに、特定保健指導や各種健康教室などを充実してまいります。

高齢者支援については、高齢者保護措置や安心見守り事業、高齢者世帯除雪支援事業に取り組みます。特に、除雪支援については、今後、単身世帯や高齢者世帯の増加によってさらなる要支援者の増加が懸念されることから、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を活用して、地域安全克雪方針の策定及び安全克雪事業を実施してまいります。

介護保険事業では、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを的確に組み合わせた地域包括ケアシステムを進め、在宅介護支援事業の継続と認知症対策の強化に取り組みます。併せて、第8期介護保険事業計画が最終年となりますことから、介護保険給付費の実績と今後の

推移を見据えながら、第9期の計画の策定を行います。

また、置賜成年後見センターや児童発達支援施設「あゆむいいで」と連携し、障がいのある方や、その介助者などが今後も安心して地域での生活を維持、継続できるよう、きめ細やかに支援してまいります。

生涯スポーツについては、町民が生涯にわたる心身共に健康で生活できるよう、町民1人1スポーツの推進に取り組んで、スポーツを通して活力に満ちた地域づくりを進めるため、スポーツ関係団体の活動を支援します。

中学校の部活動については、休日の活動を地域でのスポーツ活動に移行していくことが国から示されていることを受け、中学校やスポーツ関係団体などと連携し、中学生にとって望ましいスポーツ環境の構築を進めてまいります。

また、令和4年度に手ノ子スキー場のシュレップリフトが故障したことに伴い、小中学校のスキー授業をはじめ、スキー場の利用を待ち望んでいた多くの皆様に大変なご迷惑をおかけいたしました。シュレップリフトは設置から44年が経過していることから、他の社会教育施設とともに計画的な施設設備改修と適正な維持管理に努めてまいります。

第3の「縁をつむぐまち」について申し上げます。

日本政府の相次ぐ行動制限緩和の流れを受けて、人の動きが活発になってきています。令和4年の山形新幹線の乗車率は、コロナ禍前の令和元年比で、ゴールデンウィーク中は65%、年末年始は77%まで回復いたしました。海外からの入国については、昨年10月に入国時の水際対策が大幅に緩和され、本町にも3年ぶりに外国人観光客を迎えることができました。今後ますます人の動きが活発になることが予想されることから、回復傾向の人流を呼び込んで、大雨被害で離れた観光客を取り戻し、観光産業の回復を図るため、町ホームページやSNSによる適時の情報発信はもとより、国や県、観光関係団体の情報サイトを利用して、より多くの方に向けて情報発信を行います。

本町には豊かな自然や四季折々の色彩あふれる環境、先人から引き継いできた農村独自の文化、さらには再生可能エネルギーを活用したSDGsの取組など、心と体、そして知性を魅了する素材が豊富にあります。これらを誘客のための地域資源としてつなぎ合わせ、やまがたアルカディア観光局や観光協会などと連携しながら、関係・交流人口の増加を図ってまいります。

新たな指定管理期間となる公の施設については、効率的な施設運営と利用者の満足度向上を常に目指すとともに、サービス向上や誘客、交流に向けた取組を行います。

本町には、飯豊連峰に代表される豊かな自然や屋敷林とともに生きてきた風土があり、先人

が守り育て、幾代にもわたって受け継がれてきた農山村文化や歴史文化的遺産、文化財である飯豊遺産が数多くあります。失ったら二度と取り戻せない美しい田園景観や自然環境、農山村文化などを適切に保全、活用し、次世代へ受け継いでいくため、景観条例の制定や景観計画の策定に取り組んでまいります。

エコタウン椿及び添川住宅団地については、引き続き積極的に広報活動を行いながら販売促進に努めます。特にエコタウン椿は、国が示す次世代基準の省エネ型住宅よりも高い性能の住宅を集積し、環境や健康に配慮した次世代型の住宅団地であります。町内事業者と連携を図って、地域経済の循環を促しながら、新たなビジネスモデルとして飯豊型エコハウスの普及促進に取り組みます。

全国的な課題となっております空き家対策につきましては、管理不全の空き家の発生抑止に努めますとともに、認定基準に基づいて特定空家等と認定された物件については、周辺への影響や危険等の切迫性などを勘案し、所有者等に対する助言、指導、勧告などの法的措置を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、まちづくり活動の重要な人材として継続して活躍していただくとともに、様々な能力を生かした活動や地域の活性化に向けた新たな地域おこし協力隊の受入れを目指します。

第4の「郷土をたがやすまち」について申し上げます。

令和4年8月3日、本町では2度にわたって発生いたしました線状降水帯が原因の豪雨によって甚大な被害が発生いたしました。令和5年度は、復旧・復興に最大限の力を入れながら、再び発生するかもしれない災害に備えて、令和4年度に改訂した地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりを推進してまいります。そのためにも、職員の防災知識の向上を図るとともに、自分で自分を守る「自助」、地域が助け合う「共助」、行政が支援する「公助」を連動させるため、組織や集落単位等での防災研修会の開催に努めてまいります。

総合防災訓練については、地域住民と連携した訓練によって、高齢者世帯などの避難行動要支援者の把握、円滑な避難所開設、避難誘導や安否確認といった災害時対応など、より現実に即した訓練の実施に努めます。

災害発生時の情報発信については、昨年大雨において大きな課題を残しました。今後、避難情報や災害発生の情報などを一元的に発信できるシステムを導入して、迅速かつ正確に、多様な伝達手段による情報発信に努めてまいります。

消防関係については、消防団の機能をより発揮できるよう、活動時の安全確保に向けた装備

の充実を図ります。また、消防団員の処遇改善を図るべく、団員報酬の増額を行うとともに、新入団員の加入促進や機能別消防団の拡充により組織体制の充実に努めます。

地域の足となる公共交通は、高齢者や運転免許証の自主返納者、障がいのある方などが安心して暮らし続けられるよう、交通弱者の移動手段の一つであるデマンド交通「ほほえみカー」を継続し、添乗員の乗車などを行いながらサービスの充実を図ってまいります。

また、鉄道、バス、タクシー等の事業者とともに、米坂線の運行再開に向けた運動の展開を進め、生活交通手段の維持と充実、将来にわたる持続的で効果的な地域公共交通の在り方について協議してまいります。

道路交通網は、地域生活を支える最も根幹的な社会基盤であり、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築は何よりも重要です。直轄国道とのダブルネットワークを図る新潟山形南部連絡道路整備事業の飯豊町区間の早期事業化に向けて、官民一体となって積極的に事業推進要望を行ってまいります。

また、国道や主要地方道における雪や自然災害に強い道路の整備促進、通学路における交通安全対策の強化について、災害に強い道路改善が図られるよう、関係機関に対し積極的に働きかけてまいります。

主要地方道長井飯豊線道路改築事業の小白川工区につきましては、豪雨災害により計画の見直しが必要であり、今後、一日も早い災害からの復旧と事業の再開に向け、県と連携した取組を行ってまいります。

町道については、道路整備計画に基づき、引き続き効率的かつ効果的な整備を図ってまいります。道路や橋梁などの社会的インフラの老朽化が進行していることから、予防保全型の効果的な維持管理を計画的に行って、施設の長寿命化に取り組みます。

生活基盤でもある水道、下水道は、水道普及率が98.5%、汚水処理率90.4%と高い水準まで整備を進めてきました。今後も引き続き、水道普及率、汚水処理率とともに100%を目指し、公衆衛生環境の向上に取り組んでまいります。

水道事業については、手ノ子地内の配水管布設替工事のほかに、豪雨により被災しました水道施設の災害復旧事業を行ってまいります。特に、萩生水源は町民の生活には不可欠な水源となっており、町道大平線の復旧と合わせて早期復旧を目指します。

また、新たな水源として整備をいたしました中浄水場については、現在、萩生水源の代替水源として通年取水を行っておりますものの、今後も周辺調査を実施し、萩生水源の復旧後も通年取水ができるよう、近隣関係者に働きかけを行ってまいります。

下水道事業については、国道113号歩道整備事業の進捗に合わせ、令和3年度から手ノ子地内での管路工事に着手しておりましたものの、国道整備の進捗状況や水害の影響によって工期を2年延期し、令和7年度の整備完了に向けて取り組んでいきます。本事業の完了をもって、町内全域の農業集落排水事業が全て完了することから、合併処理浄化槽の普及と合わせて、引き続き接続率の向上に取り組んでまいります。

脱炭素社会と環境に優しい循環型社会の実現に向け、これまで実施してきました地球温暖化対策をさらに推進するため、引き続き森林資源や未利用エネルギー等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入目標の策定に取り組むとともに、その目標を実現するための具体的な施策等を検討して、飯豊町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定につなげてまいります。

自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）につきましては、国の自治体DX推進計画に基づく地方公共団体情報システムの標準化や共通化を推進するとともに、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のため、取組を推進しております。また、飯豊版DXの実現に向け、引き続きデジタル専門人材の受入れを継続して、世代等を問わず住民一人一人がDXの恩恵を受けることができるように丁寧に取り組んでまいります。

最後に、「可能性をひらくまち」について申し上げます。

令和4年8月の豪雨により、農地、農業用施設については甚大な被害を受けました。被害を受けた農地が早期に営農を再開できるよう復旧事業に取り組むとともに、激化する降水形態や気象変化に対応できるよう、防災・減災事業や農業用排水施設の機能強化について、国や県に対して強く要望してまいります。

令和5年度における災害復旧工事により作付が不可能な農用地については、支援制度を創設し、被災農家の支援を行います。

昨今の農業、農村をめぐる情勢は、加速する高齢化や担い手不足、人口減少を背景とした国内消費の縮小や、食の安全・安心への高まり、新型コロナウイルスやウクライナ情勢による物価高騰など著しく変化しております。また、水田活用直接支払交付金の大幅な見直しなどによって、地域農業への影響が懸念されているところであります。

このような中において、本町農業の基幹作物である水稻については、主食用米に加え、飼料用やホールクロップサイレージ用の新規需要米、新市場開拓用米など、地域条件に適した水田フル活用による振興を進めてまいります。

また、加工品開発等の付加価値向上やブランド化に向けた6次産業化に取り組んでまいりま

す。

畜産振興については、配合飼料価格の高騰を受け、子実用トウモロコシの栽培や利用拡大を推進し、自給飼料の生産基盤を強化してまいります。

園芸作物については、重点作物のアスパラガスの生産面積の回復及び離農防止のため、関係機関と連携して新規栽培技術の導入等による負担軽減を図ります。

SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速化していく中で、国が示している、みどりの食料システム戦略に積極的に取り組んでいきます。バイオガス発電所において、副産物として生成される液肥を有効活用し、持続可能な食料エネルギーシステムの取組の一つとして、飯豊型の循環型耕畜連携を推進いたします。

森林整備、林業振興につきましては、森林環境譲与税を有効的に活用して森林整備を促進するとともに、昨年6月、8月の度重なる大雨により被災した林道が早期に通行可能となるよう復旧工事を進めてまいります。

農業従事者の高齢化や担い手不足、そして引き受け手のない農地の増加が懸念される中、各地区で5年後、10年後に誰がどのように地域の農地を活用し、経営していくかを検討し、地域計画及び目標地図の作成を行い、持続的な農業経営を行うことができるよう支援を行ってまいります。

コロナ禍や物価高が続く厳しい経済環境下においても、商工業者はその変化を敏感に捉えつつ、消費者ニーズにも合わせた企業努力などによって、地方経済は穏やかに持ち直しの動きが見られております。引き続き、国、県などの中小企業に対する支援事業や、町単独の中小企業振興事業費補助金の活用、ハローワークとの連携などによって雇用機会の拡大を図りながら、地域経済の活性化に努めてまいります。

飯豊電池バレー構想については、「電動モビリティシステム専門職大学」の開学によって、将来的に地元で活躍できる人材を育成する拠点となることを期待するとともに、専門職大学をはじめとして、県や地元企業など産学官金民の連携を強固にして産業振興につなげてまいります。また、貸工場は一日も早い稼働に向けて、企業との調整に尽力してまいります。

飯豊で育った人材を地元や地域内での雇用に結びつけるため、町商工会と連携し、中学生を対象とした企業見学会や総合学習での町の産業を紹介するほか、地元企業を知ってもらって、地域の魅力を感じてもらえるような取組を進めてまいります。

貴重な財源であるふるさと納税については、新たな特産品の開発や様々な媒体による情報発信を通じて、多くの人々に飯豊町を応援していただけるよう取り組んでまいります。

令和4年度に開所した、いいで農村未来研究所では、「手づくりのまち いいで」を継承し、地域の歴史や資源、文化の理解を通じて人材を育む取組を継続してまいります。また、昨年の豪雨災害の調査研究や地域づくりに対する支援を行う拠点として、地球環境課題にも応えられるように、SDGsに関連した取組などを行います。

昨年の未曾有の災害を経験し、改めてまちづくりの行動や挑戦を行うための行財政の基盤は強靱なものではないと感じたことから、健全な財政運営の推進と第5次飯豊町行財政改革大綱を着実に実行しつつ、住民サービスの向上という目標に向かって、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めていきますとともに、住民の声をしっかりと受け止めて、現在だけでなく、未来でも活躍できる地域環境と文化をつくる行政であることを職員全員が認識してまいります。また、住民の期待に応え、飯豊町に関わる人も含め、個を尊重し共に行動し続ける公平で公正な行政運営に努めてまいります。

以上、令和5年度における町政運営の考え方と主要な施策の概要を申し上げたところでございます。今年度もよろしくお願いたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で施政方針の説明は終わりました。

《 日程第 37 》

議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算

《 日程第 38 》

議案第36号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計予算

《 日程第 39 》

議案第37号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計予算

《 日程第 40 》

議案第38号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計予算

《 日程第 41 》

議案第39号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計予算

《 日程第 42 》

議案第40号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計予算

《 日程第 43 》

議案第41号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計予算

《 日程第 44 》

議案第42号 令和5年度飯豊町萩生財産区特別会計予算

《 日程第 45 》

議案第43号 令和5年度飯豊町豊原財産区特別会計予算

《 日程第 46 》

議案第44号 令和5年度飯豊町添川財産区特別会計予算

《 日程第 47 》

議案第45号 令和5年度飯豊町豊川財産区特別会計予算

《 日程第 48 》

議案第46号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計予算

及び

《 日程第 49 》

議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算

までの13案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました、議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算から議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算までの13案件についてご説明申し上げます。

なお、各会計の概要につきましては、去る2月14日に内示申し上げましたとおりでありますので、予算総額のみのご提示をさせていただきます。

初めに、議案第35号 一般会計予算の総額は80億6,100万円で、前年度と比較し14億2,600万円、21.5%の増となりました。

議案第36号 国民健康保険特別会計の事業勘定は2.7%減の7億3,571万3,000円、直営診療施設勘定は7.0%減の9,056万5,000円となりました。

議案第37号 後期高齢者医療特別会計は4.7%減の9,476万4,000円。

議案第38号 介護保険特別会計は4.2%減の8億9,942万4,000円となりました。

議案第39号 訪問看護特別会計は2.3%増の1,881万8,000円。

議案第40号 介護老人保健施設特別会計は5.8%増の3億1,619万3,000円となりました。

議案第41号 下水道事業特別会計は10.2%減です。4億1,798万8,000円となりました。

議案第42号から議案第46号までの各財産区特別会計は、5会計の合計で60.2%減です。1,013万5,000円となりました。

最後に、議案第47号 水道事業会計は15.8%増の3億4,448万円となったところでございます。

各会計の予算総額は109億8,908万円となり、前年度と比較して13億5,642万3,000円、14.1%の増となったところでございます。

以上、予算総額のみご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

ここでお諮りいたします。

ただいま上程となっております議案第35号 令和5年度飯豊町一般会計予算から議案第47号 令和5年度飯豊町水道事業会計予算までの13案件につきましては、飯豊町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第47号までの13案件の審査は、議長を除く議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

《 日程第 50 》

令和5年度施政方針の説明並びに令和5年度飯豊町一般会計予算外特別会計予算、事業会計予算、合わせて13案件の説明に対する総括質疑を行います。

総括質疑については、あらかじめ通告を受けておりますので、この際、発言を許可いたします。4番 遠藤芳昭議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

遠藤芳昭でございます。

議会を代表いたしまして、令和5年度施政方針及び令和5年度各会計予算に対する総括質問をさせていただきます。

令和5年度の施政方針及び各会計については、一般会計では前年度比21.5%増の80億6,100万円という膨大な予算となっております。令和4年8月3日の未曾有の豪雨被害を受け、その災害復旧事業費は15億4,658万円となるなど、災害復旧に重きを置いた予算編成となっておりますが、急激な人口減少、少子高齢化が進行している本町においては置き去りにはできない課題

も数多くありますので、これまでに町執行部と議論を重ねてきました政策提言や附帯決議などの内容について質問いたします。

1つ目は、災害復旧事業の整備目標と見通し及び米坂線復興についてであります。令和5年度は災害復旧を最優先とした予算編成となっております。今後の災害復旧事業は70億円の費用を要すると伺っておりますが、令和5年度末まではどの程度復興するのか。さらに、6年度以降の復興事業の見通しについてもお示し願います。

さらには、本年作付できない農家に対して支援制度を創設して支援するとのことですが、示された額では全く不十分と考えます。今後の検討はあるのかお伺いします。

また、災害で運休を余儀なくされている米坂線ですが、この状態がいつまで続くのか、町民の不安は計り知れません。町民生活はもちろんのこと、高校生の地元定着に関わる重要な問題でありますので、沿線自治体が一体となって、存続、早期復興のための運動を起こす必要があると考えます。現在考えておられる取組についてお伺いします。

2つ目は、人口減少と行財政改革についてであります。飯豊町の人口は毎年180人前後減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の予測どおりの人口減少が続いています。町内の年間出生者数が近年は30人前後と少子化も進行しており、子供の減少、若者の減少という切実な問題に直面しています。このことは、経済的基盤である生産年齢人口が減少しているということであり、町の経済構造が大きく変わることにもつながります。人口減少が止まらない現状においても、教育費や福祉のための社会保障費は一定額を保つ必要があり、借金返済に当たる公債費は年々増え続け、目的基金についても近年は一般財源化されています。

災害復興にも相当の財源が必要になることが予想され、今後は町の多くの事業にも影響が及ぶのではないかと危惧されます。行財政改革断行が必要と思われませんが、町長の考えをお伺いします。

3つ目は、町有施設の維持管理費についてであります。新年度から5年間、新たな契約による町有施設の指定管理委託業務がスタートします。施設の中には、指定管理を大幅に増額しなければならない温泉宿泊施設もありますが、指定管理料を手当てするだけでは潜在的な問題を解決できるわけではありません。人口減少や利用者の高齢化、施設の老朽化や物価上昇による維持管理経費の増大と、施設の体質改善や経営努力のみでは解決できない社会問題も多く含まれています。

12月定例会において議会が附帯決議した内容も、このことを指摘していますが、これまでも議論してきた費用対効果による採算性、利用者減に伴う売上高の減少、施設の老朽化等を勘案

し、将来、存続、縮小、譲渡、廃止、売却等余儀なくせざるを得ない施設もあるのではないかと考えられます。長期的には町有施設全般についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

4つ目は、飯豊電池バレー事業、貸工場における貸付け及び操業についてでございます。飯豊電池バレー構想も平成26年度から9年間が経過しました。総事業費は42億円強であり、事業内容や期間、経費だけを見ても、当時人口7,000人の町の公共事業としては破格の事業であると思います。

このような中、開学を3度延期した「電動モビリティシステム専門職大学」が本年4月に開学します。また、旧山形大学xEV飯豊研究センターは、山形大学は撤退したものの、飯豊町起業支援施設として存続され、新年度からは専門職大学の校舎として使用することとなります。

しかし、雇用と町活性化を目的とした公共事業として約27億円を投じて建設した貸工場は、完成してから2年半たってもいまだ使用されておらず、このため賃貸料を歳入できず、維持管理経費も膨らむ一方です。町民への十分な説明もないまま今日に至っています。今年度より借金である公債費の返済も始まります。早期に貸付けと操業をさせなければ、雇用も町活性化も遅れる一方となり、町民負担が増すばかりです。町長は、貸付けのめどがついていると説明しておりますが、町民に対して、その貸付け、操業の予定について、できる限り詳しく説明されることを希望します。

5つ目は、まちづくりセンターの機能強化についてであります。町内5つのまちづくりセンターは、これまで地区公民館で行ってきた社会教育や生涯学習とは違い、地域が抱える様々な課題解決に取り組むこととしており、町民の期待も大きい事業であります。

近隣市町の同様施設では、指定管理制度や一般社団法人化されるなど、住民や利用者が主体となった運営事例が多く見られますが、町は地域課題の解決はもちろんのこと、地域将来の姿を描きながら、地域の自主性を引き出す事業や活動を展開していただきたいと思っております。

私も、高齢者世帯への除雪支援と見守り活動等を具体的に取り組んでいただくよう一般質問しましたが、これまで地域と学校が連携したコミュニティスクールの取組など特筆した活動もあります。新型コロナウイルス感染のため、これまでに実施できない事業も多くあったと思いますが、コロナが終息する新年度の活動に期待していきたく思います。今後のセンターの運営や事業について、町の考えをお伺いいたします。

以上、私からの総括質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

町長の答弁を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいまは、4番 遠藤芳昭議員から、令和5年度の施政方針及び令和5年度の各会計予算に対する総括質問がございましたので、お答えしたいと思います。

第1点目の、災害復旧事業の整備目標と見通し及び米坂線復旧についてお答えいたします。

令和5年度の一般会計当初予算においては、今年の8月豪雨によって、道路、橋梁、農地、農業用施設、林道などの被害が甚大であり、災害復旧に多額の費用を要することが見込まれることから、災害復旧事業を最優先にした予算編成を行いました。

初めに、それぞれの事業の見通しについて申し上げます。

町が所管する道路、河川の被災箇所につきましては、道路、橋梁、河川合わせて39か所、被害総額9億9,000万円となりました。今年度末までに12か所の災害復旧工事を発注し、令和5年度末まで34か所の復旧完了を予定しているところであります。災害復旧工事の実施に当たりましては、営農活動に不可欠な用排水路の機能回復を行う道路施設や、日常生活に欠かせない生活道路、被災により機能を失った河川施設の復旧を優先して実施してまいります。

令和6年度は、残りの5か所の災害復旧工事を実施することとしており、これらの災害復旧事業の実施に当たりましては、国や県、土地改良区などと十分な調整を図りながら、一日も早く日常の生活や経済活動を取り戻すことができるよう取り組んでまいります。

水道施設につきましては、被災箇所5か所、被災総額7,500万円のうち、今年度中に大巻橋添架管ほかの2か所及び各被災箇所の仮復旧工事で2,200万円の災害復旧工事を行いました。令和5年度以降では、菘生水源の復旧を含めた3か所、5,300万円の災害復旧工事を行う予定であります。しかし、菘生水源の導水管及び弥五郎橋添架管の2か所に関しては、道路や河川の災害復旧工事と合わせての施工となることから、完成は令和6年度以降となる見込みでございます。

下水道施設については、被災箇所1か所、災害総額1,400万円であり、復旧工事は完了しております。

農林関係の被害状況については、農地及び水路等の農業用施設関係の被災箇所1,201か所、被害総額約11億1,400万円であり、林道関係は被災箇所16路線で、被害総額約3億3,800万円を見込んでおります。そのうち、今年度は農地等災害自力復旧支援事業で被災箇所596か所、事業費約1億7,050万円の復旧工事を行ったほか、水路、農道等の農業用施設については被災箇

所564か所、約2億1,100万円の災害復旧工事を行いました。

さらに、水路等の災害復旧工事を19か所、事業費約1億2,000万円について発注済みであり、今後7か所の事業の実施を予定しております。

令和5年度は今後、河川改修工事が予定されている萩生川及び小白川流域を除いた13か所の農地及び水路等について工事着手し、令和6年度には作付が再開できるよう進めてまいります。

また、林道関係については、林道東沢線、小屋線、柳沢線、台沢線、朝倉線、二ノ沢線の6路線から融雪後に工事着手してまいります。併せて、安全性を確認した上で、改めて山林の調査を行い、被災状況を把握して、関係機関等と調整をしながら、できるだけ早く復旧工事に着手していきたいと考えております。

なお、全町の災害後の道路等の機能状況を細部にわたり確認することにも努力しながら、森林、河川、農地、そして集落の機能維持に配慮します。

災害復旧工事に伴って令和5年度に作付ができない農家への支援については、大変厳しい財政状況ではあるものの、10アール当たり3,000円の財政支援を予算化し、農業者の営農意欲に少しでも資する取組としてまいりたいと考えております。

次に、米坂線復旧への取組について申し上げます。

昨年8月の豪雨により、小白川橋梁の崩落や複数の路盤流出、土砂流入のほか、電気系統の被害など、今泉駅から坂町駅までの区間における被害箇所は100か所を超える甚大な被害を受けたとお聞きしております。

町ではこの間、早急な全線復旧を求め、被害直後の昨年8月17日に県及び米沢市、川西町、小国町と合同でJR東日本新潟支社に対し緊急要望を行って、さらに今年1月には山形県と新潟県及び米坂線沿線の7自治体合同で早期復旧に関する要望を行いました。JR東日本へは早急な復旧スケジュールの提示を求めていますものの、被害規模が大きく、道路や河川の復旧工事との調整が必要な箇所があり、JR東日本からの具体的なスケジュールの提示には至っておりません。今後も引き続き、JR東日本と情報交換を継続して、進捗状況を把握するとともに、県や沿線自治体と連携して要望活動を継続してまいります。

次に、2点目の人口減少と行財政改革についてお答えいたします。

令和3年度を始期とする第5次飯豊町行財政改革大綱は、第5次飯豊町総合計画や飯豊町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに同じスタート台に立って進めてまいりました。行財政改革大綱は、町の各種施策を着実に実行するための下支えになるものであります。人口減少とそれに伴う地域経済の縮小、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や、老朽化した公共

施設の維持、修繕などに加えて、災害復旧にかかる多額の費用は町の財政運営をこれまで以上に厳しくしております。

令和5年度一般会計当初予算については、災害復旧を最優先にした予算編成を行い、前年度比14億2,600万円増の80億6,100万円となりました。災害からの復旧・復興には多額の費用と3年から5年ほどの期間を要し、財政の硬直度は極めて高くなることが想定されます。地方債の償還について、財政の健全化を示す実質公債費比率は当面、起債許可基準の18%未満で推移すると見込んでいたものの、悪化のスピードは増すと見込まれます。徹底した内部管理経費の節減、事務事業の見直し、あらゆる手段による歳入の確保などを行いながら財政運営を行ってまいります。

次に、3点目、町有施設の維持管理等についてお答えいたします。

公共施設においては、本町だけでなく国及び県でも老朽化対策が大きな課題となっております。厳しい財政状況が続く中であって、人口減少などもあり、施設の利用需要が今後変化していくことが予測されます。そのような状況の中で、公共施設全体の建築年数や構造の状況を把握し、今後の暮らしや経済のトレンドを十分に考察しながら、長期的な視点を持って複合集約化、長寿命化、更新などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化していくことが重要となります。

町といたしましては、今後の町有施設全般の維持管理につきまして、これまでの対症療法的な経年劣化を修繕で繕うという手法から、予防保全的な方法へ転換し、その機能や設備を常に良好な状態に保ち、長寿命化に資する方策を取ってまいります。

本町では令和2年度に飯豊町公共施設等総管理計画を改定し、町の将来人口などを踏まえて、公共施設等の現状や課題を明らかにして、公共施設等の総管理に関する基本的な方針を示しています。具体的には、保有する公共施設全体の面積を、人口減少や人口構造の変化を見据えながら縮減していく。新規施設整備事業については、単独施設の抑制を図りながら、施設の複合化、集約化、廃止、統廃合を基本とする。建設から一定期間が経過し、長期の活用が見込まれない場合は廃止を基本とする。廃止した施設で売却、貸付け等が見込めない場合は、老朽化等によって周辺の環境、治安に悪影響を与えないように取壊しを基本とすることとしております。そして、施設に重大な損傷や致命的な損傷になる前に予防的な修繕を実施することによって、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減し、財政への影響を少なくしてまいります。

(議長 菅野富士雄君)

町長、ちょっとお待ちください。すいません。

ここで5時になりました。しかし、会議規則では5時ですけども、このまま延長して答弁等を行っていただきながら進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

異議なしと認めます。

それでは、すいません、町長、お願いいたします。

(町長 後藤幸平君)

それでは引き続き、ご説明申し上げます。

次に、第4点目の電池バレー事業、貸工場における貸付け及び操業予定についてお答えいたします。

町内への新産業の進出と雇用創出の促進を目的として整備した貸工場は、セパレータデザイン株式会社による操業を想定して準備を進めてまいりましたものの、リチウムイオン電池関連部品の製造がコスト競争となって諸外国に技術が流出したことや、不安定な世界情勢の影響などから、操業開始の時期が見通せなくなりました。

これを受けて、町として同社との協議を継続しながらも、新たな企業誘致活動を展開しており、県内外の企業3社から貸工場視察の問合せをいただいて、電池バレー構想の取組や貸工場の性能の説明、企業の事業内容に応じた活用方法の提案などに努めてまいったところであります。現在、そのうちの2社と複数回の打合せを重ねながら、要望、調査や各種提案を行っているところであります。

しかし、急激な円安や高止まりする原油価格が資材や電気料金の高騰につながるなど、経済の下押し懸念が払拭できない状況が続いていることもあり、貸工場自体には好印象をいただいておりますものの、使用に関する具体的な意思表示はいまだ得られていないという状況でございます。

なお、企業名や事業分野などの詳細につきましては、企業情報保護のため控えさせていただきますと存じます。

雇用の場の創出と町産業の活性化のために、引き続き関係機関一丸となって企業誘致に尽力してまいります。

次に、第5点目のまちづくりセンターの機能強化についてお答えします。

まちづくりセンターに求められる機能として、それぞれの地域課題を自分事として捉え、地

域自らがその解決に向けて継続した対話を重ねていくことが求められております。地域づくりは、地域住民自らが課題解決に向けて地域に参画する姿勢を醸成していくことが重要であります。住民参画を促していくために、これまで以上に分かりやすく丁寧に住民の皆様に町の考え方をお伝えしていく必要があります。

その点において、ご指摘いただきましたコミュニティスクールは、地域と学校がしっかりと協働し、子供たちの豊かな学びと成長を後押ししていくための取組でございます。多様な経験と世代の異なる多くの交流を通じて、子供たちの興味関心を引き出して感性を豊かにし、未来の可能性を広げるための活動であります。この点では、地域づくりの重要な使命である人づくりにおいて目的を同じくするところであります。

地域行事や協働の活動、お祭りなどの地域の伝統文化は、地域の良好な関係性を構築する上で重要です。一方で、新型コロナウイルス感染症による行動制限や自粛によって地域コミュニティの希薄化が指摘されております。

まちづくりセンターとしては、その果たすべき本来の原点に立ち返り、誰もが地域の一員として、多様な在り方を認め合い、つながり、支え合っていく豊かな地域コミュニティの再構築を後押ししてまいります。

さらには、災害時における避難者支援を重要な機能の一つとして位置づけ、体制等の整備を行うとともに、誰もが安全・安心に暮らすことができる持続可能な地域づくりを目指してまいります。

以上、私から遠藤議員の総括質疑に対する答弁とさせていただきますと存じます。ありがとうございました。

(議長 菅野富士雄君)

以上で総括質疑は終わりました。

以上をもちまして、本日予定されました議事は全部終了いたしました。

議事の進行上、私の不手際があったことをおわび申し上げ、皆様にはご了解いただきたいと思います。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。 (午後5時05分 散会)